

官報 号外 平成二十年四月十日

○第一百六十九回会衆議院會議錄 第二十号

平成二十年四月十日(木曜日)

議事日程 第十号

平成二十年四月十日

午後一時開議

午後一時開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長平沢勝栄君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、四月三日外務委員会に付託され、翌四月高村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑を終了いたしました。質疑終了後、自由民主党及び公明党から施行期日に関する修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成二十年四月十日 衆議院議録第二十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

及び結果を御報告申し上げます。

本案は、外務省における組織の合理化及び海外における物価、為替の変動等の諸事情を踏まえ、総領事館の新設や在外基本手当の基準額の改定等、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、在青島及び在ナッシュビルの各日本国総領事館を新設とともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在外基本手当の基準額を定めること、

第二に、在マカッサル日本国総領事館を廃止すること、

第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在外勤務基本手当の基準額及び研修員手当の支給額を改定すること、

第四に、外務公務員の子女教育手当及び住居手当の支給要件を改定すること

であります。

本案は、四月三日外務委員会に付託され、翌四月高村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑を終了いたしました。質疑終了後、自由民主党及び公明党から施行期日に関する修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東順治君登壇〕

○東順治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業において、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことから、中小企業における経営の承継の円滑化を図るために、遺留分に関する民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする

資金の供給の円滑化等の支援措置を講じ、あわせて、平成二十年度中に相続税の課税について政府が必要な措置を講ずること等を定めるものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月二日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月四日質疑に入り、昨日質疑を終了したものであります。質疑終了後、採決を行つた結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号外)

〔國務大臣鴨下一郎君登壇〕

○議長(河野洋平君) ただいま議題となりました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律について、趣旨の説明を求めます。環境大臣 鴨下一郎君。

〔國務大臣鴨下一郎君登壇〕

○國務大臣(鴨下一郎君) ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。

I P C C 、気候変動に関する政府間パネルの報告書によれば、地球温暖化の進行は疑いようがない、ここ数十年間に、温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があります。気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき採択された京都議定書が平成十七年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一步を踏み出しました。そして、本年から、その京都議定書の第一約束期間が始まっています。

また、我が国は、クールアース推進構想に基づき、地球全体の温室効果ガス排出量の早期のピークアウトと二〇五〇年までの半減を目指し、北海道洞爺湖サミットの議長国として世界の議論をリードしていく必要があります。

しかしながら、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十七年度には基準年度に比べ七・七%の増加となっています。国際約束の達成はもとより、世界の議論をリードするためには、国内における排出削減に加えて、京都メカニズムの活用、森林の整備等により、京都議定書の目標との差となる一三・七%を埋めることが喫緊の課題です。

この中でも、特に国内の排出削減のための対策努力が必要であり、特に温室効果ガスの排出量が伸びている業務部門や家庭部門における対策を

抜本的に強化することが必要です。

このような状況を踏まえ、京都議定書の六%削減約束の確実な達成を担保するために必要な、国内における排出削減対策の追加的措置を講ずるため、また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、さらなる長期のかつ継続的な排出削減のための基盤を整備するため、本法律案を提案した次第申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めることとしたします。また、都市計画などの策定及び実施に当たっては、地方公共団体実行計画との連携を図りつつ温室効果ガスの排出抑制に配意することとしたいます。これにより、今後、地球温暖化対策を念頭に置いた地域づくりが各地で進められることが期待されます。

第二に、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取り組みに寄与する措置を講ずるよう努めなければならないことといたします。

第三に、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度について、事業者単位、フランチャイズ

チエーン単位の算定、報告の仕組みへと変更いたします。これにより、業務部門を中心に、温室効果ガス排出量のカバー率が大幅に拡大することになります。

第四に、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能といたします。また、地球温暖化防止活動推進センターの業務内容も見直し、地方公共団体実行計画の達成のために行う施策に必要な協力をすることも業務内容に加え、国民に一層身近な形で対策の推進を図ります。

第五に、C D M事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについて、その森林が滅失した場合などを求められる国際合意に基づく補てん義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることといたします。また、国は、クレジットの事業者による自主的な取得及びその国への移転などが円滑に進められるよう配慮することといたします。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。北川知克君。

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。北川知克君。

〔北川知克君登壇〕

○北川知克君　自由民主党の北川知克でござります。

ただいま議題となりました、いわゆる温暖化対策推進法に対し、自由民主党を代表して質問いたします。（拍手）

全国各地から桜の便りを聞き、改めて日本の四季の移ろいを感じ、我々が非常に恵まれた環境の中で暮らしていることを実感しつつ、近年の気候の変化に危惧を抱くものであります。

北海道洞爺湖サミットを七月に控え、また、この四月から京都議定書の第一約束期間が始まる中、京都議定書で定められた六%削減が非常に厳しいと言われております。本法案は、今世紀の人類の大きな課題である地球温暖化防止を図り、国際社会で我が国が役割を果たす上においても重要であります。また、世界の国々から信頼を得るために、温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画が確実に実行され、温室効果ガス排出の六%削減が図られることが必要であります。

そこで、今回の法改正と三月に改定された京都議定書目標達成計画によつて六%削減が達成可能となるかどうか、環境大臣にお伺いいたします。次に、地球温暖化問題は、IPCCの第四次報告書にもあるとおり、人為起源の温室効果ガスの増加によつてもたらされた可能性がかなり高いと指摘しております。人為起源、すなわち私たちの生活や事業活動を含む社会活動全体と密接不可分であると言えます。つまり、地球温暖化防止は、私たち一人一人が日々の活動の中で考えなければならない課題であります。

今回の法改正においても事業者の排出抑制や国

民生活における排出削減の取り組み促進などを掲げておられます、具体的にどのような取り組みを推進されていくのか、環境大臣にお伺いをいたします。

次に、政府や地方公共団体は、社会活動全体が幅広く総合的に整備する必要があります。法律、政省令、条例の制定や法律に基づく税の徴収と配分によって、社会全体の意識や行動をよりよい方向に導いていくことが重要であります。法律と税制が車の両輪のごとく相まって機能してこそ、活動的調和のとれた社会が構築されると考えます。

昨年政府が策定した環境立国戦略の中で示した低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現による持続可能な社会とは、真に長期的な視点に立ち、活力ある調和のとれた社会を目指すものであると考えます。今回の法改正においての今後の目標すべき社会の方向性と地方公共団体の役割について、環境大臣の御所見をお伺いいたします。

さて、最近の原油高、食料品の高騰や安全性の問題に接するとき、我が国が直面するエネルギー

や資源事情全体にもかかわる問題でもあり、早急にこのような原油高等の影響を受けにくい社会構造に移行していくべきだと考えます。

また、二十一世紀は、地球環境を守りながら、エネルギー、食料、水を世界の国々がどのように確保し、分かち合っていくかが一つの課題であります。中、福田内閣が基本理念として掲げられた自立と共生こそ、これから国づくり、また地球温暖化防止にも必要であるということを申し述べて、私は、私たちは、私たち一人一人が日々の活動の中で考えなければならぬ課題であります。

室効果ガス排出削減はもちろんのこと、省エネ技術などのすぐれた環境力による世界への貢献であ

ると考えますが、環境大臣の御所見をお伺いいたします。

地球温暖化防止が世界の共通課題の今、我が國の政治の責任は重大であります。今国会で議論されてきた道路特定財源暫定税率については、国や地方の財政全体に与える影響やCO₂排出の助長を考えるならば、国民が喜ぶからといって暫定税率を撤廃するだけではよいのかどうかを真剣に考える必要があります。将来にツケを回すべきではないと想われます。

また、地球環境が主要な議題となるサミットの議長国として、国内外に誤ったメッセージを発信すべきではありません。一刻も早く暫定税率をもとに戻し、議長国としての良識を世界に示すことが必要であると考えますが、鴨下環境大臣、いかがでござりますか。

最後に、地球温暖化問題は、いわば慢性的でかつ地球全体の健康をむしばむ病のようなものであります。今生きている我々の使命は、地球の健康を守り、次の世代へよりよき環境を引き継いでいくことであります。そのためには、政府の一貫し

た施策と断固たる決意のもと、継続的な取り組みと国民各界各層の理解と協力が不可欠であります。

正案においては、事業者に対する排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充などの措置を盛り込んでいます。

加えて、今般提出した地球温暖化対策推進法改正案においては、事業者に対する排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充などの措

置を盛り込んでいます。

今後、経済活動の活発化などにより目標達成が困難となることも考えられるため、適宜適切に計

画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを実施して、必要な対策の追加、強化を行い、六%削減目標を確実に達成してまいります。

また、事業者や国民生活における排出削減の促進についてお尋ねがありました。

事業者については、まず、みずからの事業活動

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣鴨下一郎君登壇〕

○国務大臣鴨下一郎君　北川議員にお答えを申し上げます。

京都議定書の六%削減目標の達成の見込みについてのお尋ねがございました。

これとし開催される北海道洞爺湖サミットなどの場を通じ、我が国が国際的にリーダーシップを發揮するためにも、京都議定書の六%削減目標を必ず達成することが必要であります。

このため、あらゆる分野において対策を強化すべく、三月に京都議定書目標達成計画を改定し、さまざまな追加対策を盛り込んでいます。

具体的には、自主行動計画の強化、業務用工アコン、電球型蛍光灯等のトップランナー基準の強化、自動車の燃費のさらなる改善などの対策を盛り込んでいます。また、一人一日一キログラムCO₂削減チャレンジ宣言や排出量の見える化を通じた国民運動の強化も盛り込んでいます。

加えて、今般提出した地球温暖化対策推進法改正案においては、事業者に対する排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充などの措

置を盛り込んでいます。

今後、経済活動の活発化などにより目標達成が困難となることも考えられるため、適宜適切に計

画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを実施して、必要な対策の追加、強化を行い、六%削

減目標を確実に達成してまいります。

また、事業者や国民生活における排出削減の促進についてお尋ねがありました。

事業者については、まず、みずからの事業活動

に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、できるだけ排出量の少ない設備を導入したり、適切な方法で設備を使用したりする取り組みが求められています。また、事業者は、国民生活における排出抑制に寄与するため、CO₂の排出の少ない製品を製造したり、使用に伴う排出量などに関する正確でわかりやすい情報を提供したりする取り組みが求められます。

一方で、国民には、事業者が提供する情報を活用しつつ、エネルギー効率のよい製品を使用することや、日々の節電等により、CO₂排出量の削減等の取り組みが求められます。

今回の法改正に当たりましては、このような取り組みに関し、導入すべき設備や国民に対する情報提供の方法などに係る具体的な指針を策定することとしています。あわせて、事業者の行う情報提供の技術的手法に関するガイドラインの提供等の支援を行うことによって、事業者及び国民の排出削減の取り組みを促進してまいりたいと思います。

今後の目指すべき社会の方向性と地方公共団体の役割についてお尋ねがありました。

今回の法改正においては、CO₂排出を減らす技術や製品が経済活動や国民生活において十分に活用されるよう、排出抑制に関する事業者の責務を定め、具体的な指針を策定することとしています。これによって、CO₂排出を減らす技術や製品が市場において評価を受け、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会づくりに結びつくことが期待されます。

また、地域の特性に応じた取り組みを進めるこ

とが重要であり、地方公共団体にはその中心的な役割を果たしていただく必要があると考えています。このため、改正法においては、特例市以上の地方公共団体に対して、循環型社会の形成や緑地の保全等についての施策を含めた、地域の総合的な計画の策定を求めています。

このような施策を通じて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現による持続可能な社会を目指してまいります。

省エネ技術等の環境力を活用して世界へ貢献すべきとの御指摘がございました。

御指摘のとおり、我が国には、国内の温室効果ガスの排出削減を行うのみならず、得意分野である省エネ技術等の環境力を活用して、アジアまた世界への貢献が求められていると認識をしております。

そのため、昨年閣議決定されました二十一世紀環境立国戦略では、我が国の公害克服の経験と知恵を生かしてアジアや世界への環境技術の展開を図るため、クリーンアジア・イニシアチブを提唱しているところでございます。

具体的には、公害対策等と温暖化対策との相乗的、一体的な対策であるコベネフィット対策など

の環境国際協力をアジアの国々と進めているところです。

今後は、五月に神戸で開催されるG8環境大臣会合、十月ごろにベトナムで開催される東アジア環境大臣会合の場などで国際機関などと協働し、環境力による世界への貢献を進めていく所存でございます。

ガソリン税の暫定税率についてお尋ねがありま

した。

世界では、地球温暖化問題への対応として、ガソリン消費の抑制効果を勘案してガソリン税を引き上げる傾向にあります。また、我が国は、環境・気候変動が主なテーマの一つである本年七月の北海道洞爺湖サミットを目前に控え、議長国として世界をリードする役割を果たさなければなりません。

そのような状況で我が国がガソリン税を引き下げることは、世界に誤ったメッセージを与えることは、世界に誤ったメッセージを与えることになります。ガソリンなどへの燃料課税は、地球温暖化対策上一定の役割を担つていると考えられ、暫定税率の税率水準の維持が必要と考えております。

以上でございます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 末松義規君。

〔末松義規君登壇〕

○末松義規君 民主党の末松義規です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対して、関係大臣に質問します。（拍手）

今、地球温暖化問題は重要な節目を迎えています。まず、日本により、今月、この四月が京都議定書第一約束期間の最初の月であることを重く受けとめ、日本が国内外に約束した六%削減目標を確実に達成するために全力を尽くしていく必要があります。

一九九七年の京都会議で日本は議長国を務め、大きな役割を果たしました。昨年末、主要排出国

が参加して二〇一三年以降の枠組みについて交渉する道筋を定めたバリ・アクションプランが合意されていますが、本年七月の洞爺湖サミットにおいては、まさにこの地球温暖化問題が最重要課題となることは明らかであり、議長国としての日本的力量が世界的に注目されています。

しかし、最近の日本政府や与党の取り組みを見ると、国際的リーダーシップを發揮しようとするどころか、消極的で、後ろ向きの姿勢が目立ちます。

まず、バリ会議において、日本政府は、京都議定書において先進国が国別に温室効果ガスの削減目標を持つてることには言及せず、セクター別のアプローチや官と民の協力ばかりを強調して、京都議定書を発展させるどころか、これをないがしろにしようとしているとの疑惑を国際的に惹起させました。

さらに、日本政府の発言に対する強い反発はその後もやみませんでした。例えば、国際NGOが議論で最も足を引っ張った国を不名誉な化石賞として表彰する制度がありますが、日本はその化石賞の第一位、第二位、第三位を独占してしまったのです。

また、ことし一月に開催されたダボス会議では、地球温暖化問題について、福田総理の講演後は、地球温暖化問題について、福田総理の講演後ではどのような合意が得られそうかと問われる質疑で、ブレア前英國首相から洞爺湖サミットと、総理は、議長として各国の御意向を取りまとめるのが役割だとだけ応じ、会議場内を白けさせたと言われております。

今のままでは、洞爺湖サミットで議長を務める

官報(号外)

日本の総理は、地球環境問題で見識あるリーダーシップを發揮して各国を束ねていくことが本当にできるのでしょうか。一縷の望みと大きな懸念を持ちながら、質問させていただきます。

まず、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの排出削減に対する我が国の取り組みについてお尋ねします。

京都議定書は、二〇〇八年から一二年までの五年間の平均で温室効果ガスの総排出量を、基準年の一九九〇年に比べて六%の削減を日本に課しています。しかし、基準年に比べて、二〇〇六年は六・四%も温室効果ガス排出量が増加しております。約束の六%削減を果たすには、この六・四%の増加分を合わせて、一一・四%削減を達成する必要があります。京都議定書目標達成計画を三年前から実施しながら、基準年の水準にも達していない現状の責任をどう政府は考えているのか。また、この点からお伺いしていきたいと思います。

次に、今回の政府提出法案は、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、排出抑制指針の策定、国民生活における温室効果ガス排出抑制のための取り組み促進、地方公共団体実行計画の充実などが柱となっていますが、要は、小粒なメニュードの寄せ集めに終始しているというのが率直な印象です。

全く財政措置もなければ、京都議定書CO₂削減量との関係も皆目わかりません。削減量達成の道筋が全く見えてこないので空疎というイメージそのものです。具体的に、同法案施行によってCO₂削減のやり方がどのように変わり、どの程度の削減効果が見込まれることになるの

か、環境大臣、お答えいただきたいと思います。

ここで特に重要なことは、CO₂削減のプロセスを国民の皆さんに実感してもらうことです。電

気、ガスなどの伝票、企業の有価証券報告書などにおいて二酸化炭素の排出量を一つ一つ表示して見える化し、ふだんから国民の皆さんに自分が一日に何キログラムのCO₂を排出しているのか自覚してもらうことが必要です。そのような自覚を持つておられる議員がこの議場に一人でもおられるのでしょうか。恐らく、手を挙げられる方はおられないでしよう。民主党は、修正案として、このような実効的な考え方を含めた案を準備中です。こうした提言にどうこたえられるのか、環境大臣、経済産業大臣、金融担当大臣の御所見を求めてます。

次に、ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みの構築と日本の責務についてお尋ねいたしました。

米国について言えば、共和党のマケイン、民主党のクリントン、オバマのどの大統領候補も、地球環境問題に積極的に取り組むことを公約しています。昨年末、オーストラリアでは、地球環境問題での保守党政権の無策ぶりを批判し、京都議定書の批准を公約に掲げた労働党が勝利し、当時の首相も落選するという劇的な政権交代が起こりました。時代は着実に前進しています。

一方、途上国は京都議定書での排出削減の義務を負つていませんが、議定書に規定がない二〇一三年以降の枠組みを決めるポスト京都交渉では、排出抑制を求めるのは当然と考えます。中国、印度など日覚ましい経済発展を遂げる新興国は、

生活水準の向上と環境対策を両立させていく責務があります。

ここで重要なことは、日本がみずからの目標を示さず、手本を示すことなくして、温暖化問題を語る資格はないということです。

第一に、中長期的削減目標という観点から、日本政府は二〇五〇年までに世界でCO₂を半減するということを提唱しましたが、日本国内の総量目標はいまだ設定しておりません。民主党は既に、日本国内においては一九九〇年比で二〇五〇年よりも早い時期にCO₂五〇%削減、二〇二〇年二〇%削減を表明しています。

お聞きしますが、サミット直前である今、我が国の一〇五〇年における長期的な総量目標の設定値を今こそ表明すべきではないでしょうか。さらに、政府としては二〇二〇年の中期目標も明示すべきです。

また、日本政府は最近になって、一九九〇年基準年の変更を打ち出しました。これは突然のルール変更だと批判が出ています。いずれにせよ、この基準年をいつにするのか、はつきりとお答えください。

これらの対応を踏まえ、洞爺湖サミットで総理が国際的にどういうリーダーシップを発揮していくのかについてもお答えいただきたいと思います。

第二に、各国の国別目標設定という観点から、最近の国際会議において日本政府は、セクター別に削減可能量を積み上げて各國別目標を公平な形でつくると主張していますが、そのような各國別目標によって、二〇五〇年世界排出量半減のため

に必要十分な削減量が本当に確保できるのでしょうか。また、確保できない場合はどうするのでしょうか。

さらに、国際的に、このセクター別アプローチで本当に各国がまとまると考えているのでしょうか。特に、途上国は反発を強めているようですが、見通しについて、環境大臣、お答えください。

民主党として、日本が京都議定書における第一約束期間における温室効果ガスを着実に削減し、ポスト京都も見据えた地球温暖化対策において世界をリードしていくためには、日常生活における国民各層の努力はもちろんのこと、主要な二つの基本施策に取り組む必要があると考えます。

第一は、CO₂国内排出権取引市場の創設です。CO₂削減努力が報われるようなインセンティブがある効果的なやり方であり、大規模排出源をカバーできる制度です。

民主党は、総合的な効果が上がるような制度設計を行い、キヤップ・アンド・トレード方式による国内排出権取引市場の創設を早くから提言しています。欧州などで先行し、米国やオーストラリアなどが予定しているCO₂排出量取引制度も、日本では、一部産業界などの強い抵抗から、導入の検討が全く進んでいません。

私は個人的に、この排出権取引市場が国際的な広がりを持つと、取引そのものに若干の手数料を付加して、その資金を先進国から途上国への環境技術移転の支援原資にもできるのではないかと考えています。

第二は、地球温暖化対策税の創設です。具体的

には、国内排出権取引制度とのポリシーミックスの中でのCO₂排出量に着目し、課税する仕組みを早急につくるべきです。

英國においては、産業界の大きな抵抗があつたものの、搖るぎない英國政府のリーダーシップのもと、粘り強い対話と説得を続け、排出権取引制度や環境税を早期に導入することができました。この英國の事例は大いに参考になりました。これは対照的に、政府が改定した京都議定書目標達成計画においては、国内排出量取引や環境税については、いつものことながら旧態依然として、単に速やかに検討すべき課題と位置づけられているすぎません。これは先送りとしか考えられません。今こそ政治がリーダーシップを持つて、産業界ともじっくり話し合い、これらの制度の導入に向かう道を確立すべきときです。環境大臣、経済産業大臣の答弁を求めます。

特に経済産業省は、この国内排出権取引制度についても、一部産業界の意向を受け、同制度の研究そのものにも門前払いをしてきたと聞いています。これでは産業界の言いなりと言われても仕方なく、リーダーシップの欠如だと評価がなされていますが、経済産業大臣の答弁を求めていきます。さらに、これら二つの重要課題では、環境、経済産業両省の対立を解決すべく、総理や官房長官が早くから将来を見据えたりーダーシップを持つて調整に入るべきであつたと考えますが、官房長官の答弁を求めます。

次に、地球温暖化対策とも密接に関係するエネルギー政策について質問します。

民主党は、環境対策技術開発の推進と、省エネ技術をさらに発展させるとともに、天然ガス、石油

油、石炭、原子力に加え、再生可能エネルギーや燃料電池など未来型エネルギーの普及開発と、エネルギー供給源の多様化を促進することで、総合

特に、風力、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの一次エネルギー総供給に占める割合を重点的に高めるべきです。中でも、太陽光の発電量においては世界の先頭を走ってきた日本は、ついにドイツに首位を奪われるなど後退も目立ちます。固定価格買取り制度なども視野に入れて、再生可能エネルギーを積極的に支援すべきだと考えますが、経済産業大臣、環境大臣の答弁を求めます。

また、経済産業省が最近示した長期エネルギー需給見通しは、二酸化炭素など温暖化ガスの排出予測とその削減費用を試算しています。日本は、今後五十二兆円もの巨額を投じて省エネなどに努めても、二〇二〇年の段階で一九九〇年比三%しか温暖化ガスの排出を削減できないということがその内容です。

投資によって生じる利益については触れておらず、経済産業省による五十二兆円負担論は、国民へのおどしとも受け取られ、京都議定書の否定とも受け取られかねないものですが、その意図するものは一体何なのか、経済産業大臣より詳細かつ丁寧な国民に対する説明を求めます。

最後に、日本政府や与党の温暖化防止対策を通じて強く感じてきたことは、温暖化を絶対に食い込むぞという政治の確たる決意が感じられないこと、国民や経済界を引張つていく気迫や意概がないことです。このため、我が國の方針がいつも

までも決まらず、諸外国のイニシアチブに流れしていく、いつもの情けない姿が浮き彫りになっています。

聞くところによると、自民党は、何と二日前に温

暖化対策推進本部ができ、昨日初会合が開かれたばかりということです。サミット直前のこのような時間感覚では、とても世界を相手にする環境

戦略やリーダーシップがあるとは思えません。そのような政党とは一線を画し、我々民主党政権を誕生させ、世界に対し日本の強力な環境リーダーシップを実現させていくことを心からお約束申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇)

○国務大臣(町村信孝君) 末松議員にお答えいたします。

まず、これまでの温室効果ガス排出量の増加の責任についてのお尋ねがございました。

二〇〇六年度速報値では、温室効果ガス排出量が、基準年である一九九〇年度に比べ六・四%増加しております。これは、京都議定書目標達成計画を策定した二〇〇五年度の排出量に比し一・三ポイント減少はしているものの、依然として高い水準にあり、六%削減は決して容易ではない状況にございます。

そのため、政府としては、先月末に京都議定書目標達成計画を改定し、考え得る限りの取り組みを盛り込み、目標達成への道筋を示したところであります。今後、計画の進捗状況の厳格な点検と

機動的な見直しを行い、必要に応じて対策の追加、強化を早急に行うことにより、確実に目標を達成していきたいと考えております。

北海道洞爺湖サミットでは、議長国として積極的にリーダーシップを發揮し、実効性ある枠組みづくりを進展させるような成果を上げるべく、我

次に、日本としての目標及び基準年の設定についてのお尋ねがありました。

我が国は、クールアース推進構想に基づき、二

〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスを半減させることと、今後十年から二十年の間に排出量のピークアウトが必要であることを世界に呼びかけているところであります。

このようない目標達成のためには、すべての主要排出国が責任ある形で参加する、実効性のある国際枠組みを構築することが不可欠であります。そうした枠組みの一環として、我が国は、他の主要排出国とともに、公平性の観点から、セクター別の積み上げ方式による国別総量目標を掲げて排出削減に取り組む決意を明らかにし、各国際会議等でもその主張をし、国際的にも次第にその理解が深まっているところでございます。特に、これまでこの問題についてはどうちらかというと否定的であったEUが積極的にこの積み上げ方式というものを評価するようになってきているという大きな変化もあらわれているところでございます。

現在、国内で、我が国の国別総量目標の設定に向け、目標年や基準年も考慮しつつ必要な作業を進めているところでございます。また、数値をいつ提示するかは、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を原則に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら、最終的に論を出すこととされている来年末COP15を念頭に置きながら、交渉状況を踏まえて適切に判断してまいりたいと考えております。

北海道洞爺湖サミットでは、議長国として積極的にリーダーシップを發揮し、実効性ある枠組みづくりを進展させるような成果を上げるべく、我

が国の考え方や取り組みについても各国の理解が得られますように、今後も建設的に議論を進めていきたいと考えております。

次に、国内排出量取引や温暖化対策税の検討についてのお尋ねがございました。

民主党提案の詳細については明らかにされておりませんので、コメントすることは困難でありますけれども、国内排出量取引や環境税について

は、総理を本部長とする地球温暖化対策推進本部で取りまとめられました改定京都議定書目標達成計画において、総合的に検討すべき課題の一つとして位置づけられ、検討が進められております。

総理の主導のもとで設置された地球温暖化に関する懇談会におきましても、国内排出量取引や環境税など排出削減を進めるための政策手法について、政策手法分科会を設置して、専門的な観点を含めて検討することとしております。

なお、環境税の重要性に関して御指摘がありましたが、そうであれば、ガソリン税の暫定税率を引き下げよとの民主党の主張がなぜ正当性を持つのか、まことに理解に苦しむところでござります。ちなみに、リットル当たりの税負担額は、暫定税率が二十五円引き下げられた今日、日本は三十円であります。イギリスは百五十七円、ドイツは百四十二円、フランスは百三十四円と、日本の四倍前後の高さになっています。また、OECDの資料によれば、日本のガソリン税は、既に環境関連税制として国際的にも分類をされていることを御承知おき願いたいと存じます。

環境重視の観点から、ぜひ末松議員にも、また

民主党の皆さん方にも、暫定税率の復活に御理解を賜りたいところであります。

いずれにしても、今後とも、最も重要な環境問題である地球温暖化対策の推進につきましては、さまざまな手段を活用して、政府一体となつて取り組んでいく決意でございます。(拍手)

〔國務大臣鴨下一郎君登壇〕
○國務大臣鴨下一郎君 末松議員にお答えを申し上げます。

この法案による排出量の削減手法、削減効果についてのお尋ねがございました。

今回の法律においては、算定・報告・公表制度を企業単位、フランチャイズチェーン単位に見直すこと、排出抑制等の指針を策定し、公表することなどを規定しているわけでありまして、事業者や国民が自主的、積極的に環境に配慮した活動等に取り組むことを強化するものであります。

また、京都議定書目標達成計画の見直しにより示された各対策は、個別に削減効果が見込まれて

いますが、今回の法改正は、業務部門における算定・報告・公表制度のカバー率の拡大など、目標計画の各対策を確実に進める効果があると考えています。

なれば、ガソリン税の暫定税率を引き下げよとの民主党の主張がなぜ正当性を持つのか、まことに理解に苦しむところでござります。二酸化炭素排出量の見える化についてのお尋ねがございました。

今回の改正法において、指針を策定し、事業者による国民への適切な情報提供を進めるとともに、算定・報告・公表制度の拡大により、温室効果ガス排出量の可視化をさらに進めることとしております。

民主党の御提案の内容は、私も詳細存じており

ませんので、これにお答えすることは今はできませんけれども、国民一人一人の理解と協力を得たいと思います。

排出削減を進めるためにも、わかりやすい情報の提供が重要であると考えます。

我が国が提案しているセクター別積み上げ方式についてのお尋ねがございました。

我が国としては、セクター別の積み上げ方式を活用することにより、十分な排出削減が可能と考

えています。国別総量目標の設定に当たり提案しているこの方式につきましては、今後のその方法論を国際的に議論する、こういうことにしておりまして、その結果を踏まえて、削減量の確保を図ることとしたと考

えてい

ます。国際的にも、先週パンコクで開催されました次期枠組み交渉特別作業部会において、セクター別アプローチは、公平な目標設定のために有効な手段であること、国別総量目標を代替するものではないということ、先進国と途上国に一律の基準を当てはめるものではないということ等を説明申し上げまして、先進国から異論は出ておりません。

途上国からも、現段階ではセクター別アプローチを評価することには慎重な意見が出ていたことは事実ですが、議論をさらにを行い、理解を深めていくことに大きな反対は出されませんでした。

こうした点を踏まえまして、引き続き、建設的な議論を進めていきたいと考えます。

京都議定書目標達成計画に定める再生可能エネルギーの導入目標達成のためには、その拡大に向けた対策の加速化が不可欠と考えております。

そのため、環境省では、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーについて、民間企業が行う新たな技術開発、設備整備に対する支援などのさまざま

な導入拡大施策について取り組んでいるところ

でございます。

また、改正された京都議定書目標達成計画においても、再生可能エネルギーの導入促進に向けた抜本的な対策強化について検討を行うこととしております。

以上でございます。(拍手)

型の国内制度を実施して、知見や経験の蓄積を進めています。

環境省としましては、産業界や学識経験者から成る検討会を設置しておりまして、国際的な動向も踏まえつつ、我が国の実情に合った排出量取引制度の具体的な制度設計の方についての検討を、関係者の理解を得ながら加速させてまいります。

環境税については、地球温暖化対策全体の中で具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえまして、総合的に検討を進めています。

また、省エネ住宅改修やバイオ燃料に対する減税、自動車税制のグリーン化などの温暖化対策のための税制も幅広く推進していく必要があると考

えております。

また、省エネ住宅改修やバイオ燃料に対する減税、自動車税制のグリーン化などの温暖化対策のための税制も幅広く推進していく必要があると考

えております。

再生可能エネルギーの促進策についてお尋ねが

ありました。

京都議定書目標達成計画に定める再生可能エネルギーの導入目標達成のためには、その拡大に向けた対策の加速化が不可欠と考えております。

そのため、環境省では、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーについて、民間企業が行う新たな技術開発、設備整備に対する支援などのさまざま

な導入拡大施策について取り組んでいるところ

でございます。

また、改正された京都議定書目標達成計画においても、再生可能エネルギーの導入促進に向けた抜本的な対策強化について検討を行うこととして

おり、以上でございます。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣(甘利明君) 電気やガス料金の伝票に二酸化炭素排出量を記載すべきとの御指摘についてであります。毎月の検針票にはその月と前年同月の使用量を記載しております。増減の傾向を把握できることから、各家庭での自主的な省エネに寄与するものとなつております。

二酸化炭素は、電気やガスだけではなく、灯油などの消費によつても発生するために、電気やガスの検針票に記載するだけでは全体の排出量が計算できないわけあります。電力会社などはホームページで、各家庭みずからが二酸化炭素排出量を計算できる仕組みを提供しております。各家庭の自主的な取り組みの促進に役立つものと考えております。経済産業省としては、このようないくつかの取り組みを促してまいりたいと考えております。

環境税の導入についてのお尋ねがありました。経済産業省といたしましては、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、総合的に検討すべき課題であると考えております。

国際的な動向も踏まえ、キャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度を導入すべきとの御指摘であります。

国内排出量取引制度につきましては、自主行動計画による大きな削減効果などを十分踏まえた上で、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な

動向等の幅広い論点について総合的に検討していくべき課題と考えております。

経済産業省といたしまして、同制度や環境税を含む経済的手法についての検討会を先月省内に設置したところであります。今後とも、このような場を通じて検討を深めてまいります。

再生可能エネルギーの導入政策についての御指摘であります。

再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策やエネルギー源の多様化の観点から重要であります。現時点では、コストが高い、出力が不安定であるといった課題があることも事実であります。そのため、技術開発や設備導入支援、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、いわゆるRPS法でありますが、これの着実な推進などに取り組んでいるところであります。

が、電力事業者に対しまして再生可能エネルギーにより発電した電力を高価格で購入することを義務づけるという固定価格買い取り制度につきましては、電気料金の恒常的な値上げにつながるとか、発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくいといった課題を有していることは事実です。

こうした課題を受けまして、昨年、国際エネルギー機関、IEAは、固定価格買い取り制度を導入したドイツに対しまして、本制度が市場をゆがめているものであり、見直すべき旨の勧告を出しております。

いざれにせよ、再生可能エネルギーのさらなる普及を図るべく、速やかに総合的な検討を行つてまいります。

いざれにせよ、再生可能エネルギーのさらなる普及を図るべく、速やかに総合的な検討を行つてまいります。

最後に、長期エネルギー需給見通しについてのお尋ねがありました。

今回の長期エネルギー需給見通しでは、高コストであつても実用段階にある技術が最大限普及すると想定した排出量を見通すとともに、それに要する社会的コストを示しました。これによりまして、企業や家庭で必要となる取り組みについて国

民的議論を深めていきたいと考えております。

本見通しにおいて、二〇二〇年のエネルギー起業CO₂排出量は九〇年比マイナス三%であります。現時点では、コストが高い、出力が不安定であるといった課題があることも事実であります。

そのため、技術開発や設備導入支援、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、いわゆるRPS法でありますが、これの着実な推進などに取り組んでいるところであります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣渡辺喜美君登壇〕

○国務大臣(渡辺喜美君) 有価証券報告書などにCO₂の排出量を表示する取り組みについてのお尋ねがございました。

現在でも、有価証券報告書では、各企業が、CO₂排出量を含め環境問題に対する取り組みを自主的に記載することが可能となつております。

金融庁としては、引き続き、環境情報の自主的な開示の動向や投資家のニーズを注視してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田端正広君。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に関して、関係大臣に質問いたします。(拍手)

かけがえのないこの地球環境を健全な姿で我々の子孫に残すことが、私たちにとって最大の使命であります。近年、ヒマラヤ氷河の融解や海面上昇など地球温暖化の影響が世界じゅうに広がり、我が国においても猛暑や集中豪雨などの異常気象が続いております。一刻も早く地球温暖化の進行を食いとめ、持続可能な社会を構築することが、現代に生きる私たちの喫緊の課題と言えます。

我が国の京都の名を冠した京都議定書の第一約束期間が始まりました。二〇〇八年から二〇一二年の五年間の温室効果ガス排出量を、年平均で基準年比六%削減しなければなりません。しかしながら、二〇〇六年度では基準年比で逆に六・四%ふえており、一二・四%の削減が至上命題になっています。責任あるCOP3の議長国として、また今夏の洞爺湖サミットの議長国として、政府のかなめである官房長官の現状認識と今後の決意を伺います。

次に、業務その他部門を中心とした事業者の排出抑制を進めるための施策について質問いたします。

年度末に改定された京都議定書達成計画について、中央環境審議会と産業構造審議会合同会議で合意できなかつたのが、経済的手法である国内排出量取引制度と環境税の導入であります。

官 報 (号 外)

排出量取引は今や国際社会の潮流であり、我が国としても、導入時期や対象ガス、オーネクションなど具体的な制度設計が必要だと考えます。現在、地球温暖化問題に関する懇談会で議論されていますが、日本型排出量取引制度の導入に一歩踏み込むべきだと考えますが、官房長官の見解を求めます。

あわせて、環境税の導入も温暖化防止の大きな抑止力になると考えます。

ガソリン税をめぐつて全国的に混乱していますが、民主党の思惑どおり、ガソリン一リットル当たり二十五円と軽油一リットル当たり十七円の暫定税率が失効しました。暫定税率の失効によって、第一約束期間冒頭から、ガソリン税が下がり、車の利用が大きく伸びることが予想され、国立環境研究所の試算では、年間にして八百万トンのCO₂がより多く排出されるといいます。この八百万トンとは、国土交通省がインフラ対策によつて二〇一〇年までに削減を目指す年間の数値目標に当たります。

歐州の主要国は、環境に配慮し、ガソリン税を段階的に引き上げており、イギリスやフランス、ドイツでは、ガソリン一リットル当たり課税額は百三十円から百五十円の間で、税負担率は六〇%台であります。今回の失効により、日本の課税額は三十五円となり、税負担率は二七・六%と欧州主要国の半分以下になりました。

今回の暫定税率の失効は、国際社会、いわんや地球温暖化防止の流れに逆行しており、諸外国からの信頼を損なつています。一日も早い暫定税率の復元に期待するとともに、これを機に環境税の論議を開始すべきだと考えますが、官房長官の見

解を求めます。

また、本法案では、地方自治体による計画的できめ細かな対策が実施されることになります。環境省は、昨年度末に自治体の温室効果ガス削減実行計画の策定状況をまとめました。これによる成すれば基準年比七・三%の削減となる見込みでと、四十七都道府県が計画で掲げる数値目標を達成すれば、基準年比七・三%の削減となる見込みであります。公明党の提案もあり、本年、環境省は、行計画の策定状況をまとめました。これによる支援すべきだと考えます。

一方、地域の実行計画を策定していない自治体や、削減目標を明記していない自治体もあります。環境省としてしっかりと通達を行い、さらに自治体名を公表するなどの措置をとるべきだと考えますが、環境大臣の見解を求めます。

六月二十一日の夏至の日から洞爺湖サミット開催取り組みです。二〇〇六年度の温室効果ガス排出量は、家庭部門で基準年比三〇・四%も増大しています。まずは、身近なことから取り組める、例えれば、歯磨きや洗顔、ひげをそるときに水を出しつ放しにしない、冷暖房の設定温度は夏は二十八度以上、冬は二十度以下にするなどの節電、節水、節約の国民総運動、いわゆるもつたない運動を大々的に展開すべきだと考えます。あわせて、取り組んだ人にはエコポイントなどで還元するような環境行動促進事業を早急に普及させるべきだと考えますが、環境大臣の見解を求めます。

私は、二〇〇〇年に、リデュース、リユース、リサイクルのスリーアRを推進する循環型社会推進基本法の制定を促し、二〇〇二年には自然との共生を目指した自然再生推進法の制定にもかかわりました。つまり、低炭素社会とは、循環型社会と自然共生社会との三位一体であり、その総合的政

策の結集が地球温暖化防止につながると考えます

が、環境大臣の見解を求めます。

また、クールビズのように、私たちの暮らしを

根本から考え直す機会を国民に提供すべきだと思います。公明党の提案もあり、本年、環境省は、六月二十一日の夏至の日から洞爺湖サミット開催初日である七月七日まで、全国のライトアップ施設やネオンサイン、各家庭の明かりなどを一斉に消灯しましたが、この七夕の日をクールアースデー、地球温暖化対策の日と位置づけ、国民啓発の記念日にしてはいかがでしようか。あわせて、国民生活部門の排出を削減するための意識啓発について、環境大臣の見解を求めます。

次に、二〇一三年以降の新たな枠組みについて伺います。本法は、二〇一三年以降の中長期目標が明示されていません。特に、世界全体で二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を半減させるとの目標を実現するため、日本としての中長期目標を早期に明らかにして、しっかりとビジョンを示すべきだと考えます。そのためには、二〇二〇年を目標年として、この年をピークアウトの年にするという理念法、基本法的なものが必要かと思いますが、官房長官の見解を求めます。

さらに、二〇一三年以降の国際的枠組みをどう構築するかがかぎと言えます。まずは近隣の中国と韓国との連携協力を強め、東アジアとして二〇一三年以降の国際的枠組みづくりに先駆的な役割を日本が果たし、欧米各国へもつなげていくことが大切であり、日本の役割と責任は非常に大きいと言えます。

我が国は、水銀中毒による水俣病や、カドミウム汚染によるイタイイタイ病、また大気汚染による四日市ぜんそくなど、四十年前には、水質汚濁や大気汚染による公害で悩まされました。それを

見事に克服し、今日の環境と経済の発展をもたらしました。

今、中国は、この水や大気の環境汚染で悩んでいます。日本にはこれら公害を克服した経験と技術、人材があります。つまり、日中の環境技術協力によって、中国が公害問題を解決することができて初めて地球温暖化防止への取り組みにもつながるわけで、両方に寄与するコベネフィット事業を進めることが最も重要と言えます。その意味でも、公明党が以前から提唱してきました日中環境基金の創設をひとも進めたい。特に、胡錦濤国家主席が五月に来日されるときが

年に、胡錦濤国家主席が五月に来日されるときが、外務大臣に伺います。

韓国は、もはや経済発展をなし遂げ、いわゆる先進国の中集まりであるOECDの加盟国であります。我が党の太田代表が先日訪韓の折、李明博大統領に二〇一三年以降の新しい枠組みに参加するようお願いしたところ、李大統領は、前向きに準備しているところだと参加への意欲を表明されました。今月二十日の大統領就任に向け、積極的に働きかけてほしいと考えますが、外務大臣の見解を求めてます。

また、サミットの際に開催されるアフリカ支援を討議する拡大会合では、気候変動問題とともに、人間の安全保障の側面から支援していくという枠組みづくりが重要であると考えますが、外務大臣の見解を求めてます。

ともあれ、日本は先進国と新興国の橋渡しをし、国際社会が一致して地球温暖化問題に立ち向かえるような実質的なリーダーシップを發揮することを期待して、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣町村信孝君登壇〕

○国務大臣（町村信孝君） 田端議員にお答えいたしました。

まず、京都議定書の目標達成についてのお尋ねがありました。

G8北海道洞爺湖サミットを初め、地球温暖化問題について国際的リーダーシップを發揮していく上で、足元の六%削減目標を達成することは大前提でございます。六%削減目標は決して容易な目標ではありませんが、政府としては、先月末に京都議定書目標達成計画を改定し、自主行動計画の推進、強化、太陽光など新エネルギーの導入、省エネ家電への買いかえの促進、クリーンエネルギー自動車の普及、住宅・建築物の省エネ化を初め、考へ得る限りの取り組みを盛り込み、目標達成への道筋を示したところであります。

今後、計画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを行い、必要に応じ、対策の追加、強化を早急に行うことにより、確実な目標達成を期してまいりたいと考えます。

次に、国内排出量取引制度の導入についてのお尋ねがございました。

国内排出量取引制度につきましては、先日閣議決定した京都議定書目標達成計画において、「他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合

的に検討していくべき課題である」と位置づけております。

内閣としては、二月に地球温暖化問題に関する懇談会を設置し、低炭素社会の実現に向けたさまざまな課題について議論を開始したところであります。国内排出量取引制度についても、先ほど甘利国務大臣が御答弁を申し上げましたけれども、排出削減を進めるための政策手段の一つとして総合的に検討したいと考えております。

次に、ガソリン税の暫定税率と環境税についてのお尋ねがありました。

世界では、地球温暖化問題への対応として、ガソリン消費の抑制効果を勘案して、ガソリン税を引き上げる傾向にあります。その水準は、先ほど末松議員お答えしたとおり、日本の現在の三十五円水準は、ヨーロッパの主要国と比べて、ヨーロッパの方が四倍くらい高いという状況にあるわけであります。

そのような状況で、我が国がガソリン税を引き下げることは、環境・気候変動が主なテーマの一つかである北海道サミットを目前に控え、日本は環境問題を軽視しているという誤ったメッセージを世界に与えることになりかねません。このような状況を踏まえ、暫定税率の復活というものが必要であると申し上げてきたところでございます。

また、御指摘の環境税につきましては、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、総合的な検討を進めていくべき課題であると考えております。

最後に、日本の排出量に関する二〇二〇年の目標についてお尋ねがありました。

我が国は、クールアース推進構想に基づき、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスを半減させること、今後十年から二十年の間に排出量のピークアウトが必要であることを世界に呼びかけしております。このような目標達成のために、すべての主要排出国が参加する仕組みとすることが不可欠であります。そうした中で、我が国として、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組んでいる所存であります。

現時点では、御指摘のような二〇二〇年目標を法的に定めることについて、今直ちに定めるタイミングではないのかな、こう思っておりますけれども、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと存じます。（拍手）

また、省エネ家電の買いかえ促進等を一層進められたための切り札として、エコポイントの普及を推進してまいります。具体的には、平成二十年度のモデル事業として採択した全国型と地域型のエコポイント事業の実施を通じ、早急にその普及を進めています。

低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会の関係についてのお尋ねがございました。

昨年六月に閣議決定された二十一世紀環境立国戦略においては、持続可能な社会の実現に向けて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの側面を統合した取り組みの展開が重要であるとされています。

また、低炭素社会づくりについては、中央環境審議会において、低炭素都市のイメージや実現のための戦略などの検討が行われ、四月三日に結果を公表しております。その中には、バイオマスの利用や森林の整備、保全など、循環や共生にもつながる対策も盛り込まれております。

環境省としては、これらの検討結果も踏まえまして、低炭素社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

国民の地球温暖化防止に向けた意識啓発についてのお尋ねがございました。

京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス六%削減を達成するために、総理大臣がチームリード

ダーとなり、地球温暖化防止に向けた国民運動、チーム・マイナス六%を展開しております。

チーム・マイナス六%では、冷暖房の温度調節や水道の使い方、電気の使い方、レジ袋の削減などの六つの具体的な行動の呼びかけを行つております。引き続き、これらの取り組みを推進してまいりたいと考えます。

また、省エネ家電の買いかえ促進等を一層進められたための切り札として、エコポイントの普及を推進してまいります。具体的には、平成二十年度のモデル事業として採択した全国型と地域型のエコポイント事業の実施を通じ、早急にその普及を進めています。

低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会の関係についてのお尋ねがございました。

昨年六月に閣議決定された二十一世紀環境立国戦略においては、持続可能な社会の実現に向けて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの側面を統合した取り組みの展開が重要であるとされています。

また、低炭素社会づくりについては、中央環境審議会において、低炭素都市のイメージや実現のための戦略などの検討が行われ、四月三日に結果を公表しております。その中には、バイオマスの利用や森林の整備、保全など、循環や共生にもつながる対策も盛り込まれております。

環境省としては、これらの検討結果も踏まえまして、低炭素社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

国民の地球温暖化防止に向けた意識啓発についてのお尋ねがございました。

京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス六%削減を達成するために、総理大臣がチームリード

一人の関心を高めることはもちろん、行動の見直しにまで結びつけることが重要であります。議員の御提案も参考にしつつ、七月七日に始まる北海道洞爺湖サミットが将来にわたる国民運動の出発点になるようにしていきたいと考えています。

また、チーム・マイナス六%における取り組みなどを通じて、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動をより一層推進してまいります。(拍手)

(国務大臣高村正彦君登壇)

○國務大臣(高村正彦君) 日中環境協力についてのお尋ねであります。中国の環境問題は、我が国のみならず、アジアひいては世界の環境に影響を及ぼし得る重要な問題であります。今後、戦略的互恵関係の重要な分野として、環境省工次分野における日中の協力をさらに推進してまいります。

そのために、現在、近年の経済発展が著しい中國との間でいかなる協力関係を築くことが、環境対策上、最も効果的であるかを探っているところであります。そのような観点から、昨年十二月の福田総理の訪中時には、今後、環境関連情報の共有や人材育成、技術移転、共同研究などの協力を進めしていくことで一致をいたしました。

御指摘の基金についても、さまざまな角度から検討を行つておられます。政府としては、引き続には至つております。政府の有する高い技術、知識、経験を最大限活用した、有効な協力の方途を探つていく考えであります。

二〇一三年以降の枠組みに関する韓国への働きかけについてのお尋ねでありますが、すべての主要派出国が参加する実効性のある枠組みづくりの

ため、韓国もその能力と国際的地位に応じた対応をとることを期待しております。

我が国としては、気候変動問題を含む環境問題を、日韓両国が国際社会とともに貢献する日韓新時代にふさわしい協力分野として位置づけ、韓国に対し、我が国とともに実効性のある枠組みづくりに取り組むよう、さまざまな場を通じて積極的に働きかけていく考えでございます。

北海道洞爺湖サミット初日の七月七日に開催予定のアフリカ開発に関するアウトリーチ会合についてのお尋ねがありました。

同会合でどのような論点が首脳レベルで取り上げられるかは予断できませんが、我が国は、アフリカ開発支援において、人間の安全保障の確立を引き続き重視していく考えでございます。(拍手)

(議長河野洋平君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、地球温暖化対策法改正案に関して質問します。(拍手)

まず、地球の気候変動の重大性についての政府の基本認識をただしたい。

国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第四次評価報告書は、このまま進めば、温暖化が突然の回復不能な結果をもたらす可能性があると警告しています。イギリス政府の求めに応じてまとめられたスターン報告も、気候変動は極めて深刻な地球規模の危機であり、世界規模での対策が今すぐ必要であると指摘しています。今後の気温上昇を産業革命前に比べて二度以内に抑えることは、人類にとって至上命題であります。

壞を顧みず利潤追求第一主義に走ってきた巨大資本の活動があります。そこに焦点を当てた対策こそ求められているのであります。

温室効果ガス削減は、やれるところまでやればいいという問題ではなく、巨大資本の横暴を規制して、必ずやらなければならない課題なのであります。このことなしに、先進国の間で合意されている、二〇二〇年までに先進国全体で一九九〇年比二五%から四〇%の排出削減という共通の課題が達成できるでしょうか。答弁を求めます。

第二に、最大派出国アメリカの問題です。アメリカは、温室効果ガス削減に最大の責任がありながら、京都議定書を離脱し、その実行に困難をつくり出してきましたが、日本政府は、これに明確な批判をしてきましたが、日本政府は、これは、アメリカに最大派出国としての責任をとらせることであります。とりわけ、米軍の排出量は莫大であり、戦争こそが最大最悪の環境破壊をもたらすものであります。

日本政府は、アメリカの許容する範囲での行動に終始するのではなく、きつぱりとアメリカに最大派出国責任を果たすよう求めるべきであります。

次に、今問題になつているセクター別アプローチについてです。

日本政府は、中期目標の設定で、主要派出国がセクター別の削減量を算出し、それらを積み上げて温室効果ガスの国別総量目標を設定するとしています。さきのバンコクでのCOP作業部会でも、その立場に立った意見書を提出しています。この提案は、全体に削減の枠をはめることができます。さしあたりの提案など

と各国から厳しい批判を受けています。それなのに政府は、国別総量目標にかかるものではないと言いながら、なぜこんな提案に固執するのですか。

そもそも、このセクター別アプローチは、国際鉄鋼協会が提起し、日本経団連が全面的に支持しているものです。これは、原単位当たりのエネルギー消費量を指標に、生産量を見通して削減量を設定するもので、鉄鋼業界など多量に排出している産業界にとっては都合のいいものです。政府は、これで公平性が確保できると言いますが、それは鉄鋼業界など産業界に対して公平なのであって、全体の削減目標を低く抑えることにしかならないのではないか。

途上国からはまた、先進国と同様の責任を負わせるものではないかと反対の声が上がっています。政府は、共通だが差異のある責任という原則は守ると苦しい言いわけをしました。しかし、国際鉄鋼協会は、既に最先端設備で極限近くで操業している、排出を大幅に削減することは不可能に近いと言っているのであります。結局、先進国だけに責任を負わせることになるのではありませんか。経済産業大臣、明確にお答えください。

この提案では、電力、エネルギー、運輸も含む八分野ごとのエネルギー消費量、今後の追加的削減対策、生産活動の見通しを業界が明らかにしない限り、いつまでも国別総量目標は設定されない 것입니다。産業界の意向のままに、国別削減目標をあいまいにし、目標の設定を先送りするものではありませんか。こうした目標策定のやり方を根本的に見直すことを強く求めます。

外務大臣は、洞爺湖サミットでの実効ある枠組みづくりに向けて国際的議論を主導すると述べています。そうであるなら、G8の議長国として、今こそ先進国日本が、みずから求められている高い国別総量目標を明確にし、法的拘束力のある数值目標を持つべきではありませんか。

その上で、私は、以下三つの具体的な手立てについて政府の見解をお聞きしたい。

第一は、政府が産業界との間で温室効果ガス削減のための公的協定を結ぶという問題です。

先月閣議決定した京都議定書目標達成計画は、排出権取引制度や環境税の導入を検討課題と先送りし、日本経団連の自主行動計画頼みと京都メカニズムの大規模な活用という内容になっています。これでは、日本の6%削減の国際的約束は荷担されません。削減目標を必ず達成するため、ペナルティーも盛り込んだ産業界との公的な削減協定を締結すべきではありませんか。

第二は、再生可能エネルギーの活用を大胆にふやすこと드립니다。

海外からの化石燃料の依存を大幅に減らし、風力、太陽光、バイオマス、小水力などの再生可能エネルギー活用を抜本的に強める戦略を立てるべきであります。

現状では、風力発電の設置は進まず、設備量は二〇〇四年の世界第八位からことし十三位にまで後退し、太陽光発電もドイツに首位の座を明け渡してしまいました。今こそ、自然エネルギー電力の固定買取制度の導入に踏み出すべきではありませんか。

第三に、排出削減を促す経済的措置をとることについてであります。

今、欧州を初め、国際的にも排出権取引の導入が進み始めていますが、日本の電力業界や鉄鋼連盟などの業界が否定的です。我が国でも、二酸化炭素の排出をコストに反映させる排出権取引制度や、排出量に応じた環境税の導入を図るべきではありませんか。

私は、去る三月、欧州の地球温暖化対策に関する日本共産党調査団長として、ドイツ、イギリス、EU本部を訪れ、それぞれの取り組みを調査してまいりました。そこで痛感したのは、現状よりも強い切迫感が必要だ。こういう立場に立つて、政府と産業界が協定を結び、排出権取引や税制も組み合わせ、この問題に国民とともに取り組んでいることでした。イギリス議会では、削減を公的に義務化する世界初の気候変動法案の審議中で、ドイツ議会でも、この五月を目途に総合的な法制化が進んでおります。

我が国においても、中長期削減目標を明確に盛り込んだ気候変動の法制度をつくるべきであります。環境大臣の答弁を求めて、質問を終わります。（拍手）

○國務大臣鶴下一郎君登壇

〔國務大臣鶴下一郎君登壇〕

○國務大臣（鶴下一郎君） 笠井議員にお答え申します。

二〇二〇年までの先進国全体での排出削減に係る共通認識についてのお尋ねがございました。御指摘につきましては、京都議定書に基づくアドホック・ワーキンググループのパリでの結論文書において、IPCCのシナリオに基づいた場合、先進国がグレードとして削減する必要がある旨を二〇二〇年までに一九九〇年比で二五から四〇%の範囲まで削減する必要があると指摘しています。

外務省のエネルギー転換部門の二十一業種が目標の引き上げを行ったほか、業務部門を中心に行なった上で、これまで自主行動計画を策定していかなかった業種が新たに策定するなどの成果を上げています。引き続き、政府による厳格なフォローアップを通じて、事業者のさらなる努力を促してまいります。

セクター別アプローチは削減目標を低く抑えるのではないか、こういうお尋ねがありました。

我が国としては、セクター別の積み上げ方式を活用することにより、十分な排出削減が可能と考

えております。国別総量目標の設定に当たり提案しているこの方式については、今後、その方法論を国際的に議論することとしており、その結果を立てるにあたっては、負担の公平性を確保する踏まえて削減量の確保を図ることとしたいと考えています。

国別削減目標の設定の先取りをしているのではないか、こういうようなお尋ねがありました。

削減目標については、負担の公平性を確保する観点から、セクター別に削減可能な量を積み上げて主要排出国間で比較、分析するという方法を検討するというようになつております。目標の合理的、客観的な相場観を形成することが可能と考えます。

我が国は、国別総量目標については、国内で必要な検討作業を精力的に行つているところであります。そこで、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を念頭に、国際交渉の状況を見つつ、適切な段階で明らかにしてまいりたいと考えます。

自主行動計画の協定化についてのお尋ねがありました。

自主行動計画について、審議会においてフォローアップを行い、目標の引き上げを初めてとする

自主行動計画の拡大、深掘りを進めてきたところ

びかけているところであります。

日本は、クールアース推進構想に基づき、二〇五〇年までに世界全体での温室効果ガス半減をさせ、今後十年から二十年の間に排出量全体のピークアウトが必要である、このことを世界に呼びかけています。

このような目標の達成のためには、すべての主排出国が参加する仕組みとすることが不可欠です。そうした中で、我が国として、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組む所存であります。

御指摘のような中長期削減目標を法的に定めるということは、現時点では考えておりませんが、我が国の目標については、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を原則に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら、交渉状況を踏まえて明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣甘利明君登壇〕

○國務大臣(甘利明君) 四点のお尋ねがありました。

まず、先進国全体の排出削減目標についてのお尋ねであります。

御指摘の数字は、IPCCの報告書における、一定のシナリオに基づいた場合の、先進国全体としての削減する必要がある幅について言及したものであります。先進国各の目標につきましては、国連における将来枠組みの交渉プロセスの中で議論されているものであり、今後、交渉を通じて目標が設定していくものと考えております。

次に、我が国が提案するセクター別アプローチについてのお尋ねであります。

これは、国別総量目標の策定に当たって、エネルギー効率などを鉄鋼等を含むセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として削減可能量を積み上げることで、削減負担の公平、公正さ

を確保するものであります。また、途上国にとっても、導入すべき技術が明らかになり、削減に向けた道筋が見えやすいという点で、効率的な技術移転を促進するものであります。

御指摘の鉄鋼セクターにつきましては、生産のエネルギー効率には先進国間においても一、二割程度の差があり、セクター別アプローチを通じて先進国においても相応の改善努力が促されることになります。

自主行動計画は、産業界の自主的な取り組みにとどまらず、京都議定書目標達成計画上も明記をされた政府の施策、制度であります。

経済産業省としても、今般の目標達成計画の見直しに当たり、自主行動計画の拡大強化を働きかけてまいりました。その結果、二〇〇六年度及び二〇〇七年度において合計二十二業種が目標を引き上げ、その削減効果は約二千五百トン、すなわち我が国総排出量の約一・七%の追加的な削減効果が見込まれております。

このように、自主行動計画には自主的、積極的な目標引き上げ等を可能とする柔軟な制度である

といふメリットがあり、その効果も着実に上がっています。計画を公的協定とすることは、このよ

うなメリットが生かせなくなるおそれがあるた

め、現時点では考えておりませんが、今後とも厳格な評価、検証を通じまして、産業界のさらなる努力を促してまいります。

最後に、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度導入についての御指摘であります。

この御指摘の固定価格買取制度は、電気料金の恒常的な値上げにつながる、発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくいといった課題を有しております。このため、我が国では、審議会における議論も踏まえまして、固定価格買取り制度ではなく、電気事業者に一定量以上の新エネルギー等電気の利用を義務づける、いわゆるRPS法を採用いたしております。

なお、先ほど申し上げましたが、IEA、国際エネルギー機関もまた、固定価格買取制度を導入したドイツに対しまして、本制度の課題を指摘し、本制度を見直すべき旨の勧告を出しております。こうしたことから、政府といたしましては、まずはRPS法の着実な施行等によりまして、再生可能エネルギーの導入拡大を進めることが適切と考えます。

いずれにせよ、現在開催中の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の議論を踏まえまして、再生可能エネルギー対策の抜本的強化策を検討してまいります。

以上です。(拍手)

〔國務大臣高村正彦君登壇〕

○國務大臣(高村正彦君) 溫室効果ガスの排出削減の数値目標の達成についてお尋ねがございました。

二五%から四〇%という御指摘の数字は、パリ気候変動会議の結論文書の一つに記載されているものであります。これは、IPCCの報告書における、一定のシナリオに基づいた場合の、先進国全体として削減する必要がある幅について言及し

ます。

我が国としては、引き続き、米国を含む主要排出国が参加する実効性のある国際的枠組みの構築に向けて、あらゆる機会を通じて最大限の努力をしてまいります。そのため、米国に対しても、引き続き緊密な連携のもとに、建設的な対応を促していく所存でございます。

セクター別アプローチの提案についてのお尋ねですが、我が国は、世界全体としての排出削減を実現する枠組みづくりのためには各国間の削減負担の公平性を確保することが重要との観点から、セクター別の積み上げ方式による国別総量目標の設定を提案しております。先週バンコクで開催された国連の気候変動会合においても、この考え方を説明し、その有効性を主張した結果、セクター別アプローチに関する検討を継続することの重要性が多くの国で共有されたと考えているところでございます。

国別総量目標の設定方法についてのお尋ねがあ

世界が今後長期にわたつて一致協力して排出削減の取り組みを推進、継続するためには、各国情

の負担の公平感を確保する必要があります。

こうした観点から、国別総量目標の設定に当たっては、セクター別アプローチを活用し、エネルギー効率や今後活用される技術など、科学的かつ透明性の高い尺度を用いた積み上げ方式による作業を進めることが有効であると考えます。

我が国の国別総量目標についての数値をいつ提示するかは、すべての主要排出国との参加や公平性の確保を原則に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら、交渉状況を踏まえて判断してまいります。

我が国としての国別総量目標の明確化についてのお尋ねがありました。

北海道洞爺湖サミットでは、議長国としてリードーシップを發揮し、世界全体としての排出削減の実現に向けた議論に弾みとなる成果を上げたいと考えております。

このためには、すべての主要排出国が責任ある形で参加する実効性のある枠組みを構築することが何よりも重要であります。我が国は、公平性の観点から、他の主要排出国とともに、セクター別 の積み上げ方式による国別総量目標を掲げて排出削減に取り組むことを提案しております。引き続き、国際社会に對して、こうした基本的な考え方についてまず共通理解が得られるよう、建設的な議論を進めていきます。

我が国自身の国別総量目標については、現在、

(要求書受領)

（要求書受領）
一、昨九日、内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命したいの
で、日本銀行法第二十三条第一項の規定により
本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

―― 昨九日 文部科学委員会において 次のとおり理事を補欠選任した。

理事 富田 茂之君（理事西博義君昨九日理

（常任委員辞任及び補欠選任） 事辞任に（きその補欠）

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員

内閣委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辭任
補欠

藤井 勇治君
丹羽 秀樹君

外務委員

篠田 晴介君
木原 補欠
辻任
辻任

御法川信英君 牧原秀樹君

田中眞紀子君 松木謙公君
木原 念君 篠田 昌介君

不原 秋君 御田 阳介君
牧原 秀樹君 御法川信英君

松木 謙公君
田中眞紀子君

文部科学委員
辞任
補欠

藤田 幹雄君
牧原 秀樹君

| | |
|-------------------|--|
| ○議長(河野洋平君) | 本日は、これにて散会いたしました。 |
| 出席副大臣 | 午後二時五十一分散会 |
| 出席國務大臣 | |
| 外務大臣 | 高村 正彦君 |
| 經濟産業大臣 | 甘利 明君 |
| 環境大臣 | 鴨下 一郎君 |
| 國務大臣 | 町村 信孝君 |
| 國務大臣 | 桜井 郁三君 |
| 環境副大臣 | 渡辺 喜美君 |
| ○議長の報告 (通知書受領) | 一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 |
| 出席副大臣 | |
| 外務委員 | 藤井 勇治君 |
| 内閣委員 | 丹羽 秀樹君 |
| 辞任 | 藤井 勇治君 |
| 補欠 | 丹羽 秀樹君 |
| 外務委員 | 藤井 勇治君 |
| 辞任 | 藤井 勇治君 |
| 補欠 | 丹羽 秀樹君 |
| 外務委員 | 篠田 陽介君 |
| 辞任 | 篠田 陽介君 |
| 補欠 | 木原 淳君 |
| 外務委員 | 御法川信英君 |
| 辞任 | 御法川信英君 |
| 補欠 | 木原 秀樹君 |
| 外務委員 | 田中真紀子君 |
| 辞任 | 田中真紀子君 |
| 補欠 | 木原 謙公君 |
| 外務委員 | 篠田 陽介君 |
| 辞任 | 篠田 陽介君 |
| 補欠 | 木原 謙公君 |
| 外務委員 | 御法川信英君 |
| 辞任 | 御法川信英君 |
| 補欠 | 田中真紀子君 |
| 厚生労働委員 | 松原 秀樹君 |
| 辞任 | 松原 秀樹君 |
| 補欠 | 森 英介君 |
| 厚生労働委員 | 森 英介君 |
| 辞任 | 松本 純君 |
| 補欠 | 森 英介君 |
| 厚生労働委員 | 藤田 幹雄君 |
| 辞任 | 藤田 幹雄君 |
| 補欠 | 高木 穏君 |
| 厚生労働委員 | 高木 穏君 |
| 辞任 | 高木 穏君 |
| 補欠 | 松野 博一君 |
| 厚生労働委員 | 松野 博一君 |
| 辞任 | 松野 博一君 |
| 補欠 | 鈴木 幹雄君 |
| 厚生労働委員 | 鈴木 幹雄君 |
| 辞任 | 鈴木 幹雄君 |
| 補欠 | 小宮山泰子君 |
| 国土交通委員 | 小宮山泰子君 |
| 辞任 | 小宮山泰子君 |
| 補欠 | 大串 博志君 |
| 国土交通委員 | 大串 博志君 |
| 辞任 | 大串 博志君 |
| 補欠 | 亀井 静香君 |
| 国土交通委員 | 亀井 静香君 |
| 辞任 | 亀井 静香君 |
| 補欠 | 糸川 正晃君 |
| 国土交通委員 | 糸川 正晃君 |
| 辞任 | 糸川 正晃君 |
| 補欠 | 小宮山泰子君 |
| 国土交通委員 | 小宮山泰子君 |
| 辞任 | 小宮山泰子君 |
| 補欠 | 大串 博志君 |
| 国土交通委員 | 大串 博志君 |
| 辞任 | 大串 博志君 |
| 補欠 | 亀井 静香君 |
| 国土交通委員 | 亀井 静香君 |
| 辞任 | 亀井 静香君 |

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

| 地 域 | 所 在 国 | 号 | | | | | | | | | 別 |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 大 使 | 公 使 | 特 使 | 号 1 | 号 2 | 号 3 | 号 4 | 号 5 | 号 6 | |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 790,000 | 720,000 | 676,400 | 652,700 | 628,900 | 553,800 | 482,700 | 427,300 | 379,900 | 348,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 760,000 | 650,000 | 608,800 | 586,600 | 564,400 | 495,300 | 428,800 | 379,300 | 334,900 | 307,600 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 690,000 | 670,000 | 632,500 | 610,500 | 588,600 | 518,700 | 452,800 | 401,000 | 357,100 | 327,100 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 680,000 | 610,000 | 571,000 | 548,200 | 525,300 | 456,800 | 388,300 | 342,600 | 296,900 | 274,100 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 670,000 | 650,000 | 616,000 | 594,700 | 573,400 | 505,500 | 441,600 | 391,100 | 348,500 | 319,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 630,000 | 530,000 | 494,100 | 474,400 | 454,600 | 395,300 | 336,000 | 296,500 | 256,900 | 237,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 800,000 | 670,000 | 625,900 | 600,800 | 575,800 | 500,700 | 425,600 | 375,500 | 325,500 | 300,400 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 880,000 | 710,000 | 659,900 | 634,600 | 609,400 | 532,200 | 456,400 | 403,200 | 352,700 | 324,800 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 810,000 | 780,000 | 738,900 | 714,900 | 691,000 | 612,500 | 540,700 | 479,400 | 431,600 | 394,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 840,000 | 770,000 | 727,900 | 704,400 | 680,900 | 603,700 | 533,200 | 472,800 | 425,800 | 388,900 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 780,000 | 750,000 | 711,500 | 688,700 | 665,800 | 590,600 | 522,100 | 463,000 | 417,300 | 381,100 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 840,000 | 820,000 | 774,200 | 750,200 | 726,300 | 646,200 | 574,400 | 509,700 | 461,900 | 421,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 670,000 | 570,000 | 537,400 | 518,100 | 498,800 | 438,200 | 380,200 | 336,500 | 297,800 | 273,300 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 740,000 | 710,000 | 670,900 | 647,400 | 623,900 | 549,400 | 478,900 | 424,000 | 377,000 | 345,500 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 660,000 | 630,000 | 594,000 | 571,400 | 548,800 | 479,500 | 411,600 | 363,700 | 318,500 | 293,100 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 720,000 | 650,000 | 614,300 | 591,900 | 569,500 | 499,700 | 432,500 | 382,600 | 337,800 | 310,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 580,000 | 520,000 | 488,600 | 469,100 | 449,500 | 390,900 | 332,300 | 293,200 | 254,100 | 234,500 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 930,000 | 910,000 | 854,300 | 825,700 | 797,200 | 704,800 | 619,200 | 548,700 | 491,600 | 449,600 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 680,000 | 660,000 | 621,500 | 600,000 | 578,500 | 509,900 | 445,300 | 394,400 | 351,400 | 321,800 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 750,000 | 720,000 | 681,900 | 657,900 | 634,000 | 558,200 | 486,400 | 430,600 | 382,800 | 350,800 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 720,000 | 700,000 | 660,000 | 636,900 | 613,900 | 540,700 | 471,500 | 417,500 | 371,400 | 340,300 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 770,000 | 690,000 | 647,900 | 622,000 | 596,000 | 518,300 | 440,600 | 388,700 | 336,900 | 311,000 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 780,000 | 750,000 | 711,500 | 688,700 | 665,800 | 590,600 | 522,100 | 463,000 | 417,300 | 381,100 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 840,000 | 810,000 | 757,100 | 728,900 | 700,800 | 613,900 | 529,600 | 468,300 | 412,000 | 378,700 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 790,000 | 770,000 | 730,300 | 708,100 | 685,900 | 611,100 | 544,600 | 483,400 | 439,000 | 400,200 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 780,000 | 750,000 | 711,500 | 688,700 | 665,800 | 590,600 | 522,100 | 463,000 | 417,300 | 381,100 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 680,000 | 660,000 | 619,800 | 597,200 | 574,600 | 504,100 | 436,200 | 385,900 | 340,700 | 312,800 |
| ア ブ リ | ア ブ リ | 680,000 | 660,000 | 619,800 | 597,200 | 574,600 | 504,100 | 436,200 | 385,900 | 340,700 | 312,800 |

官 報 (号 外)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニュージーランド | 730, 000 | 710, 000 | 658, 800 | 632, 400 | 606, 100 | 527, 000 | 448, 000 | 395, 300 | 342, 600 | 316, 200 | 289, 900 | 263, 500 | | |
| バヌアツ | 690, 000 | 670, 000 | 625, 300 | 602, 500 | 579, 600 | 508, 500 | 440, 000 | 389, 200 | 343, 500 | 315, 500 | 292, 600 | 269, 800 | | |
| パプアニューギニア | 870, 000 | 840, 000 | 796, 200 | 771, 400 | 746, 500 | 663, 800 | 589, 400 | 522, 900 | 473, 300 | 431, 800 | 407, 000 | 382, 200 | | |
| パラオ | 600, 000 | 570, 000 | 539, 100 | 518, 700 | 498, 300 | 435, 600 | 374, 300 | 330, 800 | 289, 900 | 266, 800 | 246, 400 | 226, 000 | | |
| 斐ジー | 710, 000 | 690, 000 | 649, 000 | 626, 400 | 603, 800 | 531, 900 | 464, 000 | 410, 900 | 365, 700 | 335, 000 | 312, 400 | 289, 800 | | |
| マーシャル | 620, 000 | 600, 000 | 564, 900 | 544, 500 | 524, 100 | 460, 200 | 398, 900 | 353, 000 | 312, 100 | 286, 500 | 266, 100 | 245, 700 | | |
| ミクロネシア | 600, 000 | 570, 000 | 539, 100 | 518, 700 | 498, 300 | 435, 600 | 374, 300 | 330, 800 | 289, 900 | 266, 800 | 246, 400 | 226, 000 | | |
| 北米 | アメリカ合衆国 | | 790, 000 | 610, 000 | 549, 000 | 505, 100 | 439, 200 | 373, 300 | 329, 400 | 285, 500 | 263, 500 | 241, 600 | 219, 600 | |
| カナダ | カナダ | | 800, 000 | 720, 000 | 669, 800 | 643, 000 | 616, 200 | 535, 800 | 455, 400 | 401, 900 | 348, 300 | 321, 500 | 294, 700 | 267, 900 |
| 中南米 | アルゼンチン | | 540, 000 | 520, 000 | 483, 100 | 463, 800 | 444, 500 | 386, 500 | 328, 500 | 289, 900 | 251, 200 | 231, 900 | 212, 600 | 193, 300 |
| | アンティグア・バーブーダ | | 680, 000 | 660, 000 | 615, 900 | 592, 400 | 568, 900 | 497, 000 | 426, 500 | 376, 800 | 329, 800 | 303, 600 | 280, 100 | 256, 700 |
| | ウルグアイ | | 580, 000 | 560, 000 | 521, 500 | 500, 600 | 479, 800 | 417, 200 | 354, 600 | 312, 900 | 271, 200 | 250, 300 | 229, 500 | 208, 600 |
| | エクアドル | | 690, 000 | 670, 000 | 625, 300 | 602, 500 | 579, 600 | 508, 500 | 440, 000 | 389, 200 | 343, 500 | 315, 500 | 292, 600 | 269, 800 |
| | エルサルバドル | | 750, 000 | 720, 000 | 681, 900 | 657, 900 | 634, 000 | 558, 200 | 486, 400 | 430, 600 | 382, 800 | 350, 800 | 326, 900 | 303, 000 |
| | ガイアナ | | 690, 000 | 670, 000 | 625, 300 | 602, 500 | 579, 600 | 508, 500 | 440, 000 | 389, 200 | 343, 500 | 315, 500 | 292, 600 | 269, 800 |
| | キューバ | | 880, 000 | 850, 000 | 804, 800 | 778, 200 | 751, 600 | 665, 200 | 585, 500 | 519, 000 | 465, 800 | 425, 800 | 399, 300 | 372, 700 |
| | グアテマラ | | 690, 000 | 670, 000 | 630, 800 | 607, 700 | 584, 700 | 512, 900 | 443, 700 | 392, 500 | 346, 400 | 318, 100 | 295, 100 | 272, 000 |
| | グレナダ | | 710, 000 | 690, 000 | 647, 200 | 623, 500 | 599, 700 | 526, 000 | 454, 900 | 402, 300 | 354, 900 | 326, 000 | 302, 300 | 278, 600 |
| | コスタリカ | | 600, 000 | 570, 000 | 539, 100 | 518, 700 | 498, 300 | 435, 600 | 374, 300 | 330, 800 | 289, 900 | 266, 800 | 246, 400 | 226, 000 |
| | コロンビア | | 760, 000 | 740, 000 | 700, 500 | 678, 100 | 655, 700 | 581, 800 | 514, 600 | 456, 400 | 411, 600 | 375, 800 | 353, 400 | 331, 000 |
| | ジャマイカ | | 680, 000 | 660, 000 | 619, 800 | 597, 200 | 574, 600 | 504, 100 | 436, 200 | 385, 900 | 340, 700 | 312, 800 | 290, 200 | 267, 600 |
| | スリナム | | 770, 000 | 740, 000 | 696, 700 | 671, 000 | 645, 300 | 565, 600 | 488, 500 | 432, 000 | 380, 600 | 349, 700 | 324, 000 | 298, 400 |
| | セントクリストファー・ネイ | | 680, 000 | 660, 000 | 615, 900 | 592, 400 | 568, 900 | 497, 000 | 426, 500 | 376, 800 | 329, 800 | 303, 600 | 280, 100 | 256, 700 |
| | セントビンセント | | 710, 000 | 690, 000 | 647, 200 | 623, 500 | 599, 700 | 526, 000 | 454, 900 | 402, 300 | 354, 900 | 326, 000 | 302, 300 | 278, 600 |
| | セントルシア | | 710, 000 | 690, 000 | 647, 200 | 623, 500 | 599, 700 | 526, 000 | 454, 900 | 402, 300 | 354, 900 | 326, 000 | 302, 300 | 278, 600 |
| | チリ | | 670, 000 | 650, 000 | 603, 900 | 579, 700 | 555, 600 | 483, 100 | 410, 600 | 362, 300 | 314, 000 | 289, 900 | 265, 700 | 241, 600 |
| | ドミニカ | | 710, 000 | 690, 000 | 647, 200 | 623, 500 | 599, 700 | 526, 000 | 454, 900 | 402, 300 | 354, 900 | 326, 000 | 302, 300 | 278, 600 |
| | ドミニカ共和国 | | 680, 000 | 660, 000 | 621, 500 | 600, 000 | 578, 500 | 509, 900 | 445, 300 | 394, 400 | 351, 400 | 321, 800 | 300, 300 | 278, 800 |
| | トリニダード・トバゴ | | 710, 000 | 690, 000 | 647, 200 | 623, 500 | 599, 700 | 526, 000 | 454, 900 | 402, 300 | 354, 900 | 326, 000 | 302, 300 | 278, 600 |
| | ニカラグア | | 790, 000 | 760, 000 | 722, 500 | 699, 200 | 675, 900 | 599, 400 | 529, 600 | 469, 600 | 423, 000 | 386, 400 | 363, 100 | 339, 800 |
| | ハイチ | | 940, 000 | 869, 300 | 844, 700 | 820, 100 | 734, 100 | 660, 300 | 586, 900 | 537, 700 | 488, 900 | 464, 300 | 439, 800 | |

(外) 報 告

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|--|---|--|--|---|---|---------|
| パナマ バハマ パラグアイ バルバドス ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ | 610,000 690,000 610,000 590,000 710,000 750,000 720,000 700,000 730,000 750,000 790,000 750,000 710,000 | 590,000 670,000 590,000 553,900 690,000 647,200 720,000 676,400 652,700 663,700 681,900 724,800 681,900 643,400 | 555,500 625,300 533,900 533,900 623,500 650,500 624,500 628,700 614,900 634,000 680,900 657,900 594,200 | 534,400 602,500 514,000 514,000 599,700 650,500 545,400 604,800 530,400 614,900 634,000 606,700 558,200 486,400 | 513,300 579,600 451,400 451,400 526,000 467,700 413,100 405,600 466,100 412,200 430,600 540,800 430,600 445,200 | 448,700 508,500 391,400 391,400 454,900 467,700 413,100 405,600 466,100 412,200 430,600 540,800 430,600 393,300 | 385,500 440,000 346,400 346,400 402,300 413,100 332,700 328,600 363,500 333,900 350,800 375,600 357,500 326,900 316,800 | 340,600 389,200 306,400 306,400 354,900 361,300 332,700 304,700 309,500 350,800 375,600 357,500 326,900 303,000 292,200 267,700 | 298,400 343,500 281,200 281,200 326,000 326,000 302,300 278,600 280,900 285,200 303,000 353,600 326,900 303,000 292,200 267,700 | 274,700 315,500 261,200 261,200 302,300 306,800 280,900 280,900 285,200 303,000 353,600 326,900 303,000 292,200 267,700 | 253,600 292,600 269,800 269,800 302,300 306,800 280,900 280,900 285,200 303,000 353,600 326,900 303,000 292,200 267,700 | |
| 歐州 | 940,000 | 900,000 | 840,000 | 806,400 | 772,800 | 672,000 | 571,200 | 504,000 | 436,800 | 403,200 | 369,600 | 336,000 |
| アイスランド | 810,000 | 780,000 | 730,100 | 700,900 | 671,700 | 584,100 | 496,500 | 438,100 | 379,700 | 350,500 | 321,300 | 292,100 |
| アゼルバイジャン | 790,000 | 760,000 | 714,900 | 689,600 | 664,400 | 584,600 | 508,800 | 450,400 | 399,900 | 366,700 | 341,400 | 316,200 |
| アルバニア | 950,000 | 910,000 | 857,600 | 826,700 | 795,700 | 698,800 | 605,900 | 536,100 | 474,100 | 435,200 | 404,200 | 373,300 |
| アルメニア | 850,000 | 820,000 | 769,800 | 742,300 | 714,900 | 628,500 | 546,200 | 483,400 | 428,500 | 393,000 | 365,600 | 338,100 |
| アンドラ | 780,000 | 750,000 | 697,300 | 669,400 | 641,500 | 557,800 | 474,100 | 418,400 | 362,600 | 334,700 | 306,800 | 278,900 |
| イタリア | 850,000 | 770,000 | 713,800 | 685,200 | 656,700 | 571,000 | 485,400 | 428,300 | 371,200 | 342,600 | 314,100 | 285,500 |
| ウクライナ | 770,000 | 750,000 | 703,900 | 679,100 | 654,200 | 575,800 | 501,400 | 443,800 | 394,200 | 361,400 | 336,600 | 311,800 |
| ウズベキスタン | 630,000 | 610,000 | 577,600 | 557,900 | 538,100 | 474,800 | 415,500 | 368,100 | 328,500 | 300,800 | 281,000 | 261,300 |
| 英國 | 990,000 | 840,000 | 779,600 | 748,400 | 717,300 | 623,700 | 530,100 | 467,800 | 405,400 | 374,200 | 343,000 | 311,900 |
| エストニア | 770,000 | 750,000 | 698,300 | 671,500 | 644,700 | 562,900 | 482,500 | 426,300 | 372,700 | 343,200 | 316,400 | 289,600 |
| オーストリア | 860,000 | 780,000 | 724,600 | 695,600 | 666,700 | 579,700 | 492,700 | 434,800 | 376,800 | 347,800 | 318,800 | 289,900 |
| オランダ | 770,000 | 740,000 | 691,800 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 |
| カザフスタン | 870,000 | 840,000 | 793,800 | 767,600 | 741,500 | 656,400 | 578,000 | 512,400 | 460,100 | 420,600 | 394,400 | 368,300 |
| キプロス | 760,000 | 730,000 | 680,800 | 653,500 | 626,300 | 544,600 | 462,900 | 408,500 | 354,000 | 326,800 | 299,500 | 272,300 |
| ギリシャ | 760,000 | 730,000 | 680,800 | 653,500 | 626,300 | 544,600 | 462,900 | 408,500 | 354,000 | 326,800 | 299,500 | 272,300 |
| キルギス | 870,000 | 840,000 | 793,800 | 767,600 | 741,500 | 656,400 | 578,000 | 512,400 | 460,100 | 420,600 | 394,400 | 368,300 |
| グルジア | 790,000 | 760,000 | 714,900 | 689,600 | 664,400 | 584,600 | 508,800 | 450,400 | 399,900 | 366,700 | 341,400 | 316,200 |
| クロアチア | 750,000 | 720,000 | 669,800 | 643,000 | 616,200 | 535,800 | 455,400 | 401,900 | 348,300 | 321,500 | 294,700 | 267,900 |
| サンマリノ | 790,000 | 770,000 | 713,800 | 685,200 | 656,700 | 571,000 | 485,400 | 428,300 | 371,200 | 342,600 | 314,100 | 285,500 |
| イス | 760,000 | 740,000 | 686,300 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |

外 告 報

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| スウェーデン | 830,000 | 800,000 | 746,600 | 716,800 | 686,900 | 597,300 | 507,700 | 448,000 | 388,200 | 358,400 | 328,500 | 298,700 |
| スペイン | 760,000 | 740,000 | 686,300 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |
| スロバキア | 790,000 | 770,000 | 713,800 | 685,200 | 656,700 | 571,000 | 485,400 | 428,300 | 371,200 | 342,600 | 314,100 | 285,500 |
| スロベニア | 710,000 | 690,000 | 642,400 | 616,700 | 591,000 | 513,900 | 436,800 | 385,400 | 334,000 | 308,300 | 282,600 | 257,000 |
| セルビア | 910,000 | 880,000 | 822,900 | 792,200 | 761,400 | 666,600 | 574,400 | 507,800 | 446,300 | 410,300 | 379,600 | 348,900 |
| タジキスタン | 760,000 | 740,000 | 702,800 | 681,700 | 660,600 | 589,100 | 525,900 | 466,900 | 424,700 | 387,000 | 365,900 | 344,800 |
| チエコ | 740,000 | 710,000 | 664,300 | 637,700 | 611,100 | 531,400 | 451,700 | 398,600 | 345,400 | 318,800 | 292,300 | 265,700 |
| デンマーク | 820,000 | 790,000 | 735,600 | 706,200 | 676,800 | 588,500 | 500,200 | 441,400 | 382,500 | 353,100 | 323,700 | 294,300 |
| ドイツ | 870,000 | 740,000 | 686,300 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |
| トリノメニスタン | 890,000 | 860,000 | 810,300 | 783,500 | 756,700 | 669,600 | 589,200 | 522,300 | 468,700 | 428,500 | 401,700 | 374,900 |
| ノルウェー | 890,000 | 860,000 | 801,500 | 769,400 | 737,400 | 641,200 | 545,000 | 480,900 | 416,800 | 384,700 | 352,700 | 320,600 |
| バチカン | 790,000 | 770,000 | 713,800 | 685,200 | 656,700 | 571,000 | 485,400 | 428,300 | 371,200 | 342,600 | 314,100 | 285,500 |
| ハンガリー | 770,000 | 740,000 | 691,800 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 |
| フィンランド | 820,000 | 790,000 | 735,600 | 706,200 | 676,800 | 588,500 | 500,200 | 441,400 | 382,500 | 353,100 | 323,700 | 294,300 |
| フランス | 890,000 | 750,000 | 697,300 | 669,400 | 641,500 | 557,800 | 474,100 | 418,400 | 362,600 | 334,700 | 306,800 | 278,900 |
| ブルガリア | 770,000 | 740,000 | 692,800 | 666,200 | 639,600 | 558,500 | 478,800 | 423,000 | 369,800 | 340,500 | 314,000 | 287,400 |
| ペラルーシ | 770,000 | 740,000 | 698,400 | 673,800 | 649,200 | 571,400 | 497,600 | 440,500 | 391,300 | 358,700 | 334,100 | 309,600 |
| ベルギー | 780,000 | 750,000 | 702,800 | 674,600 | 646,500 | 562,200 | 477,900 | 421,700 | 365,400 | 337,300 | 309,200 | 281,100 |
| ポーランド | 730,000 | 700,000 | 653,300 | 627,100 | 601,000 | 522,600 | 444,200 | 392,000 | 339,700 | 313,600 | 287,400 | 261,300 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 830,000 | 810,000 | 758,800 | 731,700 | 704,700 | 619,700 | 538,700 | 476,800 | 422,700 | 387,700 | 360,700 | 333,700 |
| ポルトガル | 760,000 | 730,000 | 680,800 | 653,500 | 626,300 | 544,600 | 462,900 | 408,500 | 354,000 | 326,800 | 299,500 | 272,300 |
| マケドニア・ヨーロッパ共和国 | 860,000 | 830,000 | 775,100 | 745,300 | 715,400 | 624,400 | 534,800 | 472,400 | 412,600 | 380,100 | 350,200 | 320,400 |
| マルタ | 770,000 | 740,000 | 691,800 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 |
| モナコ | 780,000 | 750,000 | 697,300 | 669,400 | 641,500 | 557,800 | 474,100 | 418,400 | 362,600 | 334,700 | 306,800 | 278,900 |
| モルドバ | 770,000 | 740,000 | 698,400 | 673,800 | 649,200 | 571,400 | 497,600 | 440,500 | 391,300 | 358,700 | 334,100 | 309,600 |
| モンテネグロ | 910,000 | 880,000 | 822,900 | 792,200 | 761,400 | 666,600 | 574,400 | 507,800 | 446,300 | 410,300 | 379,600 | 348,900 |
| ラトビア | 740,000 | 710,000 | 665,400 | 639,900 | 614,400 | 536,600 | 460,200 | 406,500 | 355,600 | 327,400 | 301,900 | 276,500 |
| リトアニア | 780,000 | 750,000 | 703,800 | 676,700 | 649,700 | 567,300 | 486,300 | 429,600 | 375,500 | 345,800 | 318,800 | 291,800 |
| リヒテンシュタイン | 770,000 | 740,000 | 691,800 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 |
| ルーマニア | 770,000 | 740,000 | 692,800 | 666,200 | 639,600 | 558,500 | 478,800 | 423,000 | 369,800 | 340,500 | 314,000 | 287,400 |
| ルクセンブルク | 760,000 | 730,000 | 680,800 | 653,500 | 626,300 | 544,600 | 462,900 | 408,500 | 354,000 | 326,800 | 299,500 | 272,300 |
| ロシア | 980,000 | 790,000 | 740,600 | 713,100 | 685,700 | 600,700 | 518,400 | 458,400 | 403,500 | 370,800 | 343,400 | 315,900 |

外(即)報官

| | | | | | | | | | |
|------|--|---|--|--|---|---|---|--|---|
| 中東 | アフガニスタン アラブ首長国連邦 イエメン イスラエル イラク イラン オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア トルコ パーレーン ヨルダン レバノン | 1,060,000 670,000 800,000 790,000 1,090,000 840,000 630,000 690,000 720,000 770,000 750,000 690,000 880,000 680,000 660,000 650,000 730,000 | 1,040,000 650,000 780,000 720,000 1,060,000 820,000 610,000 670,000 700,000 660,000 636,900 692,300 610,500 588,600 574,600 504,100 544,200 618,900 | 988,800 605,000 741,300 674,700 1,010,800 771,900 572,000 602,500 660,000 613,900 670,800 588,700 735,600 436,200 385,900 340,700 323,500 545,100 | 936,500 581,900 558,900 649,900 983,700 746,600 550,300 602,500 660,000 613,900 670,800 588,700 735,600 436,200 385,900 340,700 323,500 420,800 | 842,200 488,300 552,000 548,000 1,010,800 778,800 473,600 440,000 540,700 471,500 417,500 533,300 452,800 549,800 436,200 385,900 340,700 323,500 374,200 | 763,800 419,100 490,000 369,200 1,010,800 638,700 350,500 389,200 473,500 371,400 430,500 401,000 424,100 390,600 359,900 320,800 297,000 343,000 | 679,600 370,300 490,000 339,200 579,700 552,700 307,000 343,500 340,300 317,300 392,200 357,100 327,100 305,200 359,900 290,200 267,600 275,700 | 569,200 298,400 405,400 339,200 552,700 525,700 282,600 292,600 294,200 349,200 370,700 327,100 383,200 329,200 267,600 254,400 516,900 |
| アフリカ | アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サンタメ・プリンシペ | 730,000 990,000 790,000 690,000 810,000 800,000 850,000 870,000 910,000 920,000 870,000 850,000 910,000 940,000 870,000 780,000 930,000 680,000 920,000 980,000 900,000 | 710,000 970,000 770,000 620,000 780,000 780,000 820,000 870,000 880,000 890,000 779,700 850,000 832,300 920,000 870,000 799,300 804,600 776,900 845,600 845,600 869,300 910,000 870,000 793,800 750,000 856,600 614,300 837,800 876,400 870,300 | 665,500 892,100 704,400 586,800 738,900 733,400 779,700 755,500 731,400 755,500 685,900 685,900 709,700 772,900 804,600 776,900 818,800 792,000 792,000 772,900 746,600 820,100 734,100 767,600 741,500 656,400 659,300 802,100 591,900 782,000 850,400 766,800 | 642,200 865,500 680,900 565,500 691,000 685,900 755,500 477,700 612,500 608,100 537,000 608,100 650,600 660,800 776,900 703,300 792,000 792,000 772,900 660,800 820,100 734,100 741,500 656,400 580,200 712,100 499,700 499,700 691,600 760,500 678,400 | 618,900 773,600 603,700 533,200 472,800 413,800 366,100 344,200 367,900 371,400 476,100 428,700 391,600 513,000 581,800 604,200 535,500 499,000 581,800 515,700 463,000 480,100 439,000 411,400 499,000 515,700 463,000 423,200 396,900 411,400 455,500 428,700 401,900 423,200 386,900 370,500 464,700 423,900 399,700 375,600 423,900 396,900 370,500 488,900 464,300 439,800 401,900 423,200 386,900 370,500 460,100 420,600 394,400 364,000 339,000 314,000 441,700 413,800 385,900 453,000 406,500 | 545,100 616,600 563,400 425,800 366,100 323,500 297,000 370,300 367,900 344,200 391,600 428,700 391,600 513,000 581,800 535,500 480,100 439,000 411,400 499,000 515,700 463,000 480,100 439,000 411,400 499,000 515,700 463,000 423,200 396,900 411,400 455,500 428,700 401,900 423,200 386,900 370,500 488,900 464,300 439,800 401,900 423,200 386,900 370,500 460,100 420,600 394,400 364,000 339,000 314,000 441,700 413,800 385,900 453,000 406,500 | 486,100 512,600 425,800 388,900 323,500 275,700 254,400 346,400 344,200 391,600 375,600 399,700 423,900 396,900 370,500 411,400 383,700 401,900 428,700 401,900 423,900 399,700 375,600 423,900 396,900 370,500 488,900 464,300 439,800 401,900 423,200 386,900 370,500 460,100 420,600 394,400 364,000 339,000 314,000 441,700 413,800 385,900 453,000 406,500 | |

外 告 報

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ザンビア | 820,000 | 800,000 | 755,400 | 730,800 | 706,200 | 625,700 | 551,900 | 489,300 | 440,100 | 402,100 | 377,500 | 353,000 |
| シェラレオネ | 810,000 | 780,000 | 738,900 | 714,900 | 691,000 | 612,500 | 540,700 | 479,400 | 431,600 | 394,200 | 370,300 | 346,400 |
| ジブチ | 810,000 | 780,000 | 738,900 | 714,900 | 691,000 | 612,500 | 540,700 | 479,400 | 431,600 | 394,200 | 370,300 | 346,400 |
| ジンバブエ | 820,000 | 790,000 | 749,900 | 725,500 | 701,100 | 621,300 | 548,200 | 486,000 | 437,300 | 399,500 | 375,100 | 350,800 |
| スー・ダン | 820,000 | 790,000 | 752,300 | 729,200 | 706,200 | 628,700 | 559,500 | 496,600 | 450,500 | 410,700 | 387,700 | 364,600 |
| スワジランド | 690,000 | 670,000 | 630,800 | 607,700 | 584,700 | 512,900 | 443,700 | 392,500 | 346,400 | 318,100 | 295,100 | 272,000 |
| セーシェル | 750,000 | 730,000 | 680,200 | 655,100 | 630,100 | 552,400 | 477,300 | 422,100 | 372,100 | 341,800 | 316,800 | 291,800 |
| 赤道ギニア | 920,000 | 890,000 | 837,800 | 809,900 | 782,000 | 691,600 | 607,900 | 538,800 | 483,000 | 441,700 | 413,800 | 385,900 |
| セネガル | 870,000 | 850,000 | 799,300 | 772,900 | 746,600 | 660,800 | 581,800 | 515,700 | 463,000 | 423,200 | 396,900 | 370,500 |
| ソマリア | 840,000 | 820,000 | 771,900 | 746,600 | 721,400 | 638,900 | 563,100 | 499,200 | 448,700 | 410,100 | 384,800 | 359,600 |
| タンザニア | 830,000 | 810,000 | 763,200 | 739,700 | 716,200 | 637,400 | 566,900 | 503,100 | 456,100 | 415,900 | 392,400 | 369,000 |
| チャド | 890,000 | 860,000 | 815,800 | 788,700 | 761,700 | 674,000 | 593,000 | 525,600 | 471,500 | 431,100 | 404,100 | 377,100 |
| 中央アフリカ | 920,000 | 890,000 | 845,600 | 818,800 | 792,000 | 703,300 | 622,900 | 552,600 | 499,000 | 455,500 | 428,700 | 401,900 |
| チュニジア | 610,000 | 590,000 | 555,500 | 534,400 | 513,300 | 448,700 | 385,500 | 340,600 | 298,400 | 274,700 | 253,600 | 232,500 |
| トーゴ | 890,000 | 860,000 | 815,800 | 788,700 | 761,700 | 674,000 | 593,000 | 525,600 | 471,500 | 431,100 | 404,100 | 377,100 |
| ナイジェリア | 980,000 | 950,000 | 902,300 | 876,400 | 850,400 | 760,500 | 682,800 | 606,700 | 554,900 | 504,800 | 478,900 | 453,000 |
| ナミビア | 700,000 | 680,000 | 636,300 | 613,000 | 589,700 | 517,300 | 447,500 | 395,800 | 349,200 | 320,800 | 297,500 | 274,200 |
| ニジェール | 880,000 | 850,000 | 804,800 | 778,200 | 751,600 | 685,200 | 585,500 | 519,000 | 465,800 | 425,800 | 399,300 | 372,700 |
| ブルキナファソ | 930,000 | 900,000 | 851,100 | 824,000 | 797,000 | 707,700 | 626,700 | 555,900 | 501,800 | 458,100 | 431,100 | 404,100 |
| ブルンジ | 840,000 | 820,000 | 771,900 | 746,600 | 721,400 | 638,900 | 563,100 | 499,200 | 448,700 | 410,100 | 384,800 | 359,600 |
| ベナン | 890,000 | 860,000 | 815,800 | 788,700 | 761,700 | 674,000 | 593,000 | 525,600 | 471,500 | 431,100 | 404,100 | 377,100 |
| ボツワナ | 790,000 | 770,000 | 727,900 | 704,400 | 680,900 | 603,700 | 533,200 | 472,800 | 425,800 | 383,900 | 365,400 | 342,000 |
| マダガスカル | 760,000 | 740,000 | 700,500 | 678,100 | 655,700 | 581,800 | 514,600 | 456,400 | 411,600 | 375,800 | 353,400 | 331,000 |
| マラウイ | 860,000 | 830,000 | 790,700 | 766,100 | 741,500 | 659,400 | 585,600 | 519,600 | 470,400 | 429,100 | 404,500 | 380,000 |
| マリ | 910,000 | 890,000 | 840,100 | 813,500 | 786,900 | 698,900 | 619,200 | 549,300 | 496,100 | 452,800 | 426,300 | 399,700 |
| 南アフリカ共和国 | 740,000 | 670,000 | 630,800 | 607,700 | 584,700 | 512,900 | 443,700 | 392,500 | 346,400 | 318,100 | 295,100 | 272,000 |
| モーリシャス | 670,000 | 650,000 | 608,800 | 586,600 | 564,400 | 495,300 | 428,800 | 379,300 | 334,900 | 307,600 | 285,400 | 263,200 |
| モザンビーク | 910,000 | 880,000 | 834,600 | 808,200 | 781,900 | 694,500 | 615,500 | 546,000 | 493,300 | 450,200 | 423,900 | 397,500 |
| モロッコ | 640,000 | 620,000 | 583,000 | 560,800 | 538,600 | 470,700 | 404,200 | 357,100 | 312,700 | 287,900 | 265,700 | 243,500 |
| リビア | 650,000 | 630,000 | 594,100 | 573,700 | 553,300 | 488,000 | 426,700 | 378,000 | 337,100 | 308,700 | 288,300 | 267,900 |
| リベリア | 830,000 | 810,000 | 768,700 | 745,000 | 721,200 | 641,800 | 570,700 | 506,400 | 459,000 | 418,600 | 394,900 | 371,200 |
| ルワンダ | 840,000 | 820,000 | 771,900 | 746,600 | 721,400 | 638,900 | 563,100 | 499,200 | 448,700 | 410,100 | 384,800 | 359,600 |
| レソト | 690,000 | 670,000 | 630,800 | 607,700 | 584,700 | 512,900 | 443,700 | 392,500 | 346,400 | 318,100 | 295,100 | 272,000 |

(外) 報 告 官

二 総領事館

| 地 域 | 所 在 地 | 号 | | | | | | | 別 | |
|-----|---|--|---|--|--|--|--|--|--|---|
| | | 総 領 事 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | | |
| アジア | コルカタ チエンナイ ムンバイ ジャカルタ スラバヤ デンパサール マカッサル メダン チエンマイ 濟州 金山 広州 上海 重慶 瀋陽 青島 香港 カラチ マニラ ホーチミン コタキナバル ペナン | 730,000 670,000 700,000 600,000 630,000 600,000 600,000 470,000 620,000 620,000 620,000 620,000 650,000 600,800 670,000 650,000 630,000 610,000 790,000 530,000 518,100 530,000 500,000 470,000 | 円 714,900 652,700 652,700 586,600 586,600 586,600 564,400 564,400 564,400 550,500 550,500 550,500 550,500 550,700 550,700 550,700 589,800 589,800 589,800 589,800 589,800 453,200 | 円 691,000 628,900 553,800 586,600 586,600 586,600 564,400 564,400 564,400 550,500 550,500 550,500 550,500 550,700 550,700 550,700 589,400 589,400 589,400 589,400 589,400 | 円 612,500 482,700 482,700 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 495,300 | 円 540,700 427,300 427,300 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 428,800 | 円 479,400 379,900 379,900 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 379,300 | 円 431,600 348,200 348,200 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 334,900 | 円 394,200 324,500 324,500 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 307,600 | 円 370,300 300,800 300,800 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 285,400 |
| 北米 | アトランタ サンフランシスコ シアトル | 540,000 590,000 550,000 | 505,900 548,200 511,200 | 484,800 456,800 489,900 | 421,600 388,300 426,000 | 358,400 342,600 362,100 | 316,200 296,900 319,500 | 274,000 274,100 276,900 | 253,000 251,200 234,300 | |

(外) 報 駐 官

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| シカゴ | 570,000 | 532,300 | 510,100 | 443,600 | 377,100 | 332,700 | 288,300 | 266,200 | 244,000 | 221,800 |
| デトロイト | 540,000 | 505,900 | 484,800 | 421,600 | 358,400 | 316,200 | 274,000 | 253,000 | 231,900 | 210,800 |
| デンバー | 540,000 | 527,000 | 505,100 | 439,200 | 373,300 | 329,400 | 285,500 | 263,500 | 241,600 | 219,600 |
| ナッシュビル | 540,000 | 505,900 | 484,800 | 421,600 | 358,400 | 316,200 | 274,000 | 253,000 | 231,900 | 210,800 |
| ニューヨーク | 680,000 | 585,000 | 560,600 | 487,500 | 414,400 | 365,600 | 316,900 | 292,500 | 268,100 | 243,800 |
| ハガツニヤ | 540,000 | 521,800 | 500,000 | 434,800 | 369,600 | 326,100 | 282,600 | 260,900 | 239,100 | 217,400 |
| ヒューストン | 570,000 | 532,300 | 510,100 | 443,600 | 377,100 | 332,700 | 288,300 | 266,200 | 244,000 | 221,800 |
| ポートランド | 510,000 | 490,200 | 469,800 | 408,500 | 347,200 | 306,400 | 265,500 | 245,100 | 224,700 | 204,300 |
| ボストン | 590,000 | 548,200 | 525,300 | 456,800 | 388,300 | 342,600 | 296,900 | 274,100 | 251,200 | 228,400 |
| ホノルル | 580,000 | 542,900 | 520,300 | 452,400 | 384,500 | 339,300 | 294,100 | 271,400 | 248,800 | 226,200 |
| マイアミ | 570,000 | 527,000 | 505,100 | 439,200 | 373,300 | 329,400 | 285,500 | 263,500 | 241,600 | 219,600 |
| ロサンゼルス | 580,000 | 537,600 | 515,200 | 448,000 | 380,800 | 336,000 | 291,200 | 268,800 | 246,400 | 224,000 |
| カルガリー | 660,000 | 637,700 | 611,100 | 531,400 | 451,700 | 398,600 | 345,400 | 318,800 | 292,300 | 265,700 |
| トロント | 700,000 | 653,500 | 626,300 | 544,600 | 462,900 | 408,500 | 354,000 | 326,800 | 299,500 | 272,300 |
| バンクーバー | 700,000 | 648,200 | 621,200 | 540,200 | 459,200 | 405,200 | 351,100 | 324,100 | 297,100 | 270,100 |
| モントリオール | 660,000 | 643,000 | 616,200 | 535,800 | 455,400 | 401,900 | 348,300 | 321,500 | 294,700 | 267,900 |
| 中南米 | 640,000 | 616,700 | 591,000 | 436,800 | 385,400 | 334,000 | 308,300 | 282,600 | 257,000 | 234,000 |
| サンパウロ | 730,000 | 682,000 | 654,800 | 571,700 | 490,000 | 432,900 | 378,400 | 348,500 | 321,200 | 294,000 |
| ペレン | 690,000 | 671,000 | 645,300 | 565,600 | 488,500 | 432,000 | 380,600 | 349,700 | 324,000 | 298,400 |
| マナウス | 720,000 | 700,200 | 674,500 | 593,400 | 516,300 | 457,000 | 405,600 | 371,900 | 346,200 | 320,600 |
| リオデジャネイロ | 730,000 | 686,700 | 660,400 | 578,700 | 499,700 | 441,900 | 389,200 | 357,600 | 331,300 | 304,900 |
| レシフェ | 690,000 | 671,000 | 645,300 | 565,600 | 488,500 | 432,000 | 380,600 | 349,700 | 324,000 | 298,400 |
| リマ | 680,000 | 657,900 | 634,000 | 558,200 | 486,400 | 430,600 | 382,800 | 350,800 | 326,900 | 303,000 |
| 欧洲 | 750,000 | 700,900 | 671,700 | 584,100 | 496,500 | 438,100 | 379,700 | 350,500 | 321,300 | 292,100 |
| エディンバラ | 740,000 | 711,500 | 681,800 | 592,900 | 504,000 | 444,700 | 385,400 | 355,700 | 326,100 | 296,500 |
| ロンドン | 770,000 | 748,400 | 717,300 | 623,700 | 530,100 | 467,800 | 405,400 | 374,200 | 343,000 | 311,900 |
| ジュネーブ | 690,000 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 |
| バルセロナ | 690,000 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 |
| デュッセルドルフ | 700,000 | 653,500 | 626,300 | 544,600 | 462,900 | 408,500 | 354,000 | 326,800 | 299,500 | 272,300 |
| ハンブルク | 680,000 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |
| フランクフルト | 710,000 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |
| ミュンヘン | 680,000 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |
| ストラスブール | 710,000 | 658,800 | 631,400 | 549,000 | 466,700 | 411,800 | 356,900 | 329,400 | 302,000 | 274,500 |
| マルセイユ | 660,000 | 643,000 | 616,200 | 535,800 | 455,400 | 401,900 | 348,300 | 321,500 | 294,700 | 267,900 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク | 790,000 740,000 790,000 850,000 | 742,300 713,100 742,300 799,300 | 714,900 685,700 714,900 682,800 | 628,500 600,700 628,500 546,200 | 546,200 518,400 458,400 483,400 | 483,400 403,500 428,500 427,300 | 428,500 370,800 393,000 436,400 | 393,000 370,800 393,000 409,000 | 365,600 343,400 365,600 409,000 | 338,100 315,900 338,100 381,500 |
| 中東 ドバイ ジッダ イスタンブール | 610,000 680,000 750,000 | 587,200 662,300 727,300 | 563,900 640,500 697,000 | 492,700 568,600 606,100 | 422,900 503,400 454,600 | 373,600 446,500 394,000 | 327,000 301,100 367,900 | 301,100 277,800 346,100 | 277,800 254,500 324,400 | 333,400 303,100 |

三 政府代表部

| 地 域 | 所 在 地 | 号 | | | | | | | | | 別 | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| | | 大 使 | 公 使 | 特 使 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 |
| 北米 (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関) | 780,000 | 650,000 | 609,400 | 585,000 | 560,600 | 487,500 | 414,400 | 365,600 | 316,900 | 292,500 | 268,100 | 243,800 | 円 |
| 歐州 (在ウェーブン国際機関) (在ジュネーブ国際機関) (車輪会議) (W) (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (歐州連合) | 750,000 | 720,000 | 669,800 | 643,000 | 616,200 | 535,800 | 455,400 | 401,900 | 348,300 | 321,500 | 294,700 | 267,900 | 円 |
| ウェーベン (在ウェーベン国際機関) (在ジュネーブ国際機関) (車輪会議) (W) (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (歐州連合) | 810,000 | 780,000 | 724,600 | 695,600 | 666,700 | 579,700 | 492,700 | 434,800 | 376,800 | 347,800 | 318,800 | 289,900 | 円 |
| | 880,000 | 740,000 | 691,800 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 | 円 |
| | 770,000 | 740,000 | 691,800 | 664,100 | 636,400 | 553,400 | 470,400 | 415,100 | 359,700 | 332,000 | 304,400 | 276,700 | 円 |
| | 830,000 | 750,000 | 697,300 | 669,400 | 641,500 | 557,800 | 474,100 | 418,400 | 362,600 | 334,700 | 306,800 | 278,900 | 円 |
| | 780,000 | 750,000 | 697,300 | 669,400 | 641,500 | 557,800 | 474,100 | 418,400 | 362,600 | 334,700 | 306,800 | 278,900 | 円 |
| | 840,000 | 750,000 | 702,800 | 674,600 | 646,500 | 562,200 | 477,900 | 421,700 | 365,400 | 337,300 | 309,200 | 281,100 | 円 |

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

| 号 别 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 | 10 号 | 11 号 | 12 号 | 13 号 | 14 号 | 15 号 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 手 当 領 | 672,700 | 650,700 | 628,700 | 606,700 | 584,700 | 562,700 | 540,700 | 518,700 | 496,700 | 474,700 | 452,700 | 430,700 | 408,700 | 386,700 | 364,700 |

16 号 17 号 18 号 19 号 20 号 21 号 22 号 23 号 24 号

円 342,700

円 320,700

円 298,700

円 276,700

円 254,700

円 232,700

円 210,700

円 188,700

円 166,700

官報 (号外)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中マカツサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日から引き続き同一の学校に就学し、施行日ににおいてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「旧法」という。)

第六条第五項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者(以下「旧法下での年少子女」という。)に係る子女教育手当の月額については、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額(以下「旧法による支給額」という。)に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかるらず、当該旧法下での年少子女が施行日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

理 由

在外公館として在青島日本国総領事館等を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員について、その在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当に関する支給年齢要件等の見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由である。

6 研修員手当の支給額を改定すること。

7 この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、在マカツサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

(経過措置)

2 平成二十年三月三十日

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第六条第五項、第十五条の二第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十年三月三十日

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日から引き続き同一の学校に就学し、施行日においてこの法律による改正前の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うとともに、

在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算外務省所管のなかに、約二十九億九千二百三万円が計上されている。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

付

付

2 在青島及び在ナッシュビルの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

右報告する。

平成二十年四月九日

外務委員長 平沢 勝栄

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

4 子女教育手当の支給年齢要件及び支給加算限度額を改定すること。

5 住居手当の支給要件を改定すること。

1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中マカツサル

ル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

4 平成二十年四月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年へ所属した新法第六条第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかるらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

〔別紙〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一日も早い解決を迫られる北朝鮮拉致問題やその目途が見えない北朝鮮やイランの核問題、混迷し続けるイラク情勢、アフガニスタン情勢等、国際情勢は不透明さを増しており、これら問題解決の遅れは更なる地域の不安定化を招来することになる。今、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためにも、我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、今日、サブプライムローンによる基軸通貨としてのドルに対する信頼が揺らぎ、工ネルギーや食料などの価格上昇もあり、我が国経済は先行き不透明感が強まる一方、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止めるとともに、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。これらを踏まえ、政府

は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。

一 在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に對する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。

一 在外公館においては、民間企

業の運営を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情に鑑み、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要なに応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。

結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対し分かりやすく説明すること。

一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関する民法明治二十九年法律第八十九号の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属す

右

国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 遺留分に関する民法の特例(第三条―第十二条)

第三章 支援措置(第十三条―第十五条)

第四章 雜則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を

る事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次

号の政令で定める業種を除く。)に属する事業

を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごと

に政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二章 遺留分に関する民法の特例

(定義)

第三条 この章において「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行つてゐるものとして経済産業省令で定める

要件に該当する会社(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同

法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)をいう。

2 この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であつた者(代表者である者を含む。)であつて、その推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。)のうち少なくとも一人に対し

当該特例中小企業者の株式等(株式(株主総会に

おいて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は持分をいう。以下同じ。)の贈与をしたものをいう。

3 この章において「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行うことができる株主を除く。以下同じ。)又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

この章において「後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等」とは、(後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等)

又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

この章において「後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等」とは、(後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等)

該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

この章において「後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等」とは、(後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等)

又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

ついて、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額

(弁護士、弁護士法人、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。)とする。

3 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。

2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。

1 旧代表者

2 後継者

3 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

一 旧代表者

2 後継者

3 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第五条 旧代表者の推定相続人は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき旨の定めをすることができる。

第六条 旧代表者の推定相続人が、第四条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、当該推定相続人間の衡平を図るために措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によつてしなければならない。

第七条 旧代表者の推定相続人は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第八条 旧代表者の推定相続人は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書面により、次に掲げる場合に後継者以外の推定相続人がとができる措置に関する定めをしなければならない。

一 当該後継者が第一項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合

二 旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなつた場合

認を受けることができる。

一 当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。

二 申請をした者が当該合意をした日において後継者であつたこと。

三 当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十以下の数であつたこと。

四 第四条第三項の規定による合意をしていること。

- 3 第四条第一項の規定による合意をした後継者が死亡したときは、その相続人は、第一項の確認を受けることができない。
- 4 経済産業大臣は、第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

- 3 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者(民法第八百八十七条第二項(同条第三項において準用する場合を除いては、第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意)は、前条第一項の規定により当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

2 前項の確認の申請は、経済産業省令で定めるところにより、第四条第一項の規定による合意をした日から一月以内に、次に掲げる書類を添付した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一 当該合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面

イ 当該合意に関する書面

ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

二 第四条第一項第二号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類

ないものとする。

第三章 支援措置

(経済産業大臣の認定)

二 前条第一項の許可があつた場合における第四条第一項第二号に掲げる内容の定めに係る株式等について遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額は、当該定めをした価額とする。

三 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者(民法第八百八十七条第二項(同条第三項において準用する場合を除いては、第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意)は、前条第一項の規定により当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

4 第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者(代表者であつた者を含む)又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なもの取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じて、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じて、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じて

なす。

官 報 (号 外)

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | 保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で定める。) | |
| (中小企業信用保険法の特例) | | 第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険、同法第二条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継関連 | |
| | | な資金に係るもの)をいう。)を受けた認定中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 | |
| | | 第三条第一項 保険価額の合計 額が | |
| 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 第十三条に規定する「経営承継関連保証(以下「経営承継関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ | | 第三条の二第一項及び 第三条の三第一項 額が 保険価額の合計 額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれ | |
| 経営承継関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれ | | 第三条の二第三項 当該借入金の額のうち 当該債務者 | |
| 経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 当該債務者 | | 第三条の三第二項 当該保証をした 当該債務者 | |
| 経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした 当該債務者 | | 第三条の三第二項 当該債務者 | |

いふと認められること。

2 前項の認定に關し必要な事項は、經濟産業省

は第三条の三第一項に規定する債務の保証で
あつて、前項の認定を受けた中小企業者

(以下「認定中小企業者」という。)の事業に必要

の規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継関連

な資金に係るもの)をいう。)を受けた認定中小企
業者に係るものについての次の表の上欄に掲げ
る同法の規定の適用については、これらの規定

中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲
げる字句とする。

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開
発金融公庫法の特例)

第十四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振
興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫

法(平成十九年法律第五十七号)第十一条又は沖
縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三

十一号)第十九条の規定にかかわらず、認定中小企
業者(第十二条第一項第一号に掲げる中小企
業者に限る。)の代表者に対し、当該代表者が

相続により承継した債務であつて当該認定中小企
業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とす
る借入れに係るもの)の弁済資金その他の当該代

表者が必要とする資金であつて当該認定中小企
業者の事業活動の継続に必要なものとして經濟
産業省令で定めるもののうち別表の上欄に掲げ
る資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による別表の上欄に掲げる資金の
貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法又は沖
縄振興開発金融公庫法の適用については、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる業務とみなす。

(指導及び助言)

第一 条 この法律は、平成二十年十月一日から施
行する。ただし、第二章の規定は、公布の日か
ら起算して一年を超えない範囲内において政令
で定める日から施行する。

(相続税の課税についての措置)

第二 条 政府は、平成二十年度中に、中小企業に
おける代表者の死亡等に起因する経営の承継に
伴い、その事業活動の継続に支障が生じること
を防止するため、相続税の課税について必要な
措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

ことが特に必要かつ適切なものとして經濟産業
省令で定める要件に該当するものの經營に從事
する者に対する必要な指導及び助言を行うも
のとする。

第四章 雜則

(権限の委任)

別表(第十四条関係)

| | |
|--------------------------------|--|
| 一 小口の資金 | 株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第一号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項の業務 |
| 二 農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金 | 株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第八号の下欄のチ、ヲ若しくはタに掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項の業務 |
| 三 長期の資金(前号に掲げるものを除く。) | 株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項の業務 |

| | |
|----|--|
| 理由 | 我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るために、遺留分に関し民法の特例を定めることとする。 |
| 理由 | 中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにはかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るために、その主な内容は次のとおりである。 |

| | |
|--|---|
| 1 本法の目的を、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 | 3 後継者を含む旧代表者の推定相続人(兄弟姉妹を除く。)は、その全員の合意をもつて、書面により、当該後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと又は遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額とすることができるものとすること。 |
| 2 この法律における「中小企業者」の定義をするとともに、遺留分に関する民法の特例においては、経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められることについて、経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。 | 4 3の合意をした後継者は、当該合意をした日から一月以内に経済産業大臣に申請することにより、当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものとすること等についての経済産業大臣の確認を受けることができるものとすること。 |
| 3 この法律は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴いその事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとすること。 | 5 3の合意は、経済産業大臣の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたとき限り、その効力を生ずるものとすること。 |
| 4 3の合意は、経済産業大臣の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたとき限り、その効力を生ずるものとすること。 | 6 中小企業者(上場している会社を除く。)は、経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められることについて、経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。 |
| 5 3の合意は、経済産業大臣の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたとき限り、その効力を生ずるものとすること。 | 7 経済産業大臣の認定を受けた中小企業者は、中小企業信用保険法における保険の付保限度額の別枠化の措置及び株式会社日本政策金融公庫法等における認定中小企業者(会社であるものに限る。)の代表者に対する資金の貸付を行うことができる措置を講じるものとすること。 |
| 6 中小企業者(上場している会社を除く。)は、経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められることについて、経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。 | 8 この法律は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴いその事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとすること。 |
| 7 経済産業大臣の認定を受けた中小企業者は、中小企業信用保険法における保険の付保限度額の別枠化の措置及び株式会社日本政策金融公庫法等における認定中小企業者(会社であるものに限る。)の代表者に対する資金の貸付を行うことができる措置を講じるものとすること。 | 9 政府は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴いその事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとすること。 |
| 8 この法律は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴いその事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとすること。 | 二 議案の可決理由 |
| 9 政府は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴いその事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとすること。 | 1 本法は、中小企業における経営の承継の円滑化を図るために、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 |
| 10 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 | 2 本案は、中小企業における経営の承継の円滑化を図るために、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 |
| 11 右報告する。 | 3 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 |
| 12 平成二十年四月九日 | 4 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 |
| 衆議院議長 河野 洋平殿 | 5 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 |
| 経済産業委員長 東 順治 | 6 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 |

〔別紙〕

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業がその活動ある事業活動を継続しつつ經營が円滑に承継されていくことが我が国の經濟の持続的な發展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 相続税の課税についての必要な措置のあり方については、中小企業や本委員会での非上場自社株式に係る納税猶予割合を一〇〇%に引き上げるなどの要望をふまえつつ、新たに創設される納税猶予制度について、經營の承継が一層円滑なものとなるよう引き続き検討を行うこと。

二 中小企業への相続税の課税方式の変更

等今後の相続税制の見直しに当たっては、中小企業のこれまでの取り組みや意見を十分踏まえながら本法の趣旨が損なわれることのないよう留意すること。

二 相続税の納税猶予制度に係る適用要件等の具体的な検討に当たっては、租税回避行為の防止に留意しつつ、事業継続期間中における合併再編等中小企業の活発な經營戦略に支障が出ることがないよう、中小企業の經營の実態に即して可能な限りその具体化に努めるとともに、施策内容について関係中小企業者等に対し早期の情報提供に努めること。

なお、雇用の確保を条件とするに当たり、当

該中小企業の労働者の権利が不当に損なわれるることのないよう、政府の適時の確認手続きを設けるなどその確保に万全を期すこと。

三 遺留分に関する民法の特例措置について、当事者間の合意が適正になされ、經濟産業大臣及び家庭裁判所に係る諸手続きが円滑になされるよう関係部局に趣旨が徹底されることも、そ

の手続方法等についても具体的な例示等を用いるなど中小企業に十分理解されるよう周知徹底に努めること。併せて、中小企業の具体的な取り組みに資するよう指導・助言等の十分な支援を行うこと。

また、当該措置の今後の実施状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行うなど柔軟な運用に努めること。

四 中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への經營の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。

官 報 (号外)

平成二十年四月十日 衆議院会議録第二十号

第明治三十五年三月三十日
種郵便物認可

| |
|---|
| 発行所 |
| 二東京一 独善京一〇 立四都五 行政法四 人國立印四 印刷局五 目 |
| 電話 |
| 03 (3587) 4294 |
| 定価 |
| (本体 本号一部 一一〇円 一五円) |